投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日
2026年11月10日

Asset Management One

One DC 国内株式インデックスファンド

追加型投信／国内／株式（インデックス型）

■この目論見書により行う「One DC 国内株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により、有価証券届出書を2026年11月９日に関東財務局長に提出しており、2026年11月10日にその効力が生じております。

■「One DC 国内株式インデックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】**0120-104-694**（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
【ホームページアドレス】**https://www.am-one.co.jp/**

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長　　杉原　規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位

（７）【申込期間】

継続申込期間：2026年11月10日から2027年5月7日まで

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものと

します。

お申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができます。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

②当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1　主に国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資を行い、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。

指数の著作権等

①東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有しています。

②ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

③ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦ＪＰＸは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

2 流動性基準等により投資対象銘柄を設定し、インデックス（東証株価指数（TOPIX）（配当込み））とポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

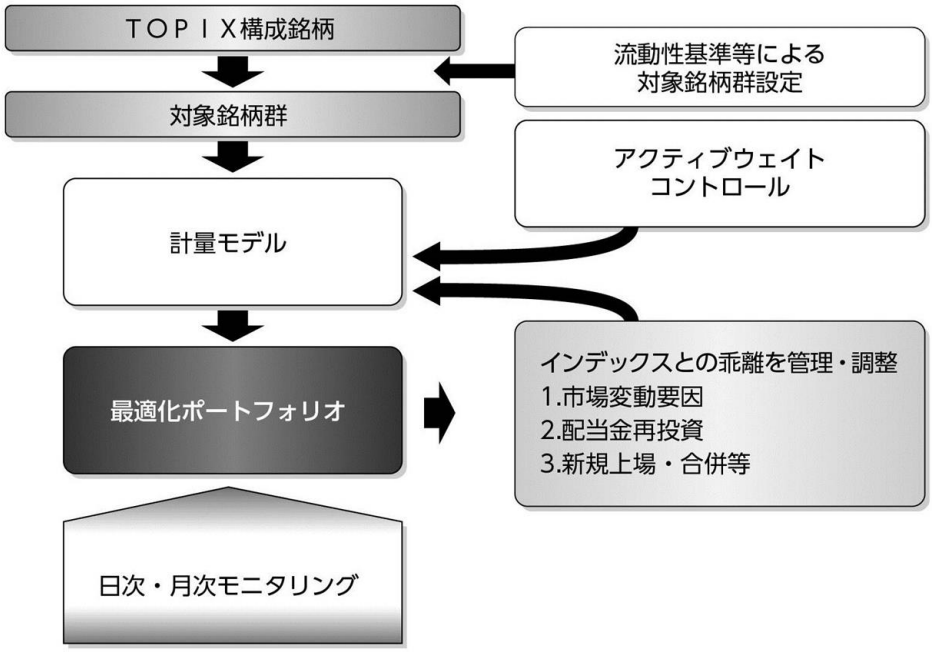

3 株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

■ 分配方針

年1回の決算時（毎年2月7日（休業日の場合は翌営業日。））に、経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国　　内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株　　式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		（　　）		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			日経225
債券		北米	ファミリー	
一般	年6回		ファンド	
公債	（隔月）	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		ＴＯＰＩＸ
クレジット属性	（毎月）			
（　　）		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オ	
	その他		ブ・ファンズ	その他
その他資産	（　　）	アフリカ		（　　）
（投資信託証券				
（株式））		中近東		
		（中東）		
資産複合				
（　　）		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

2007年9月27日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2014年8月29日　信託報酬率の変更
2015年8月28日　信託報酬率の変更
2019年4月1日　信託報酬率の変更
2019年10月1日　ファンドの名称を「ＤＩＡＭ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド」から「Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド」に変更
信託報酬率の変更

（３）【ファンドの仕組み】

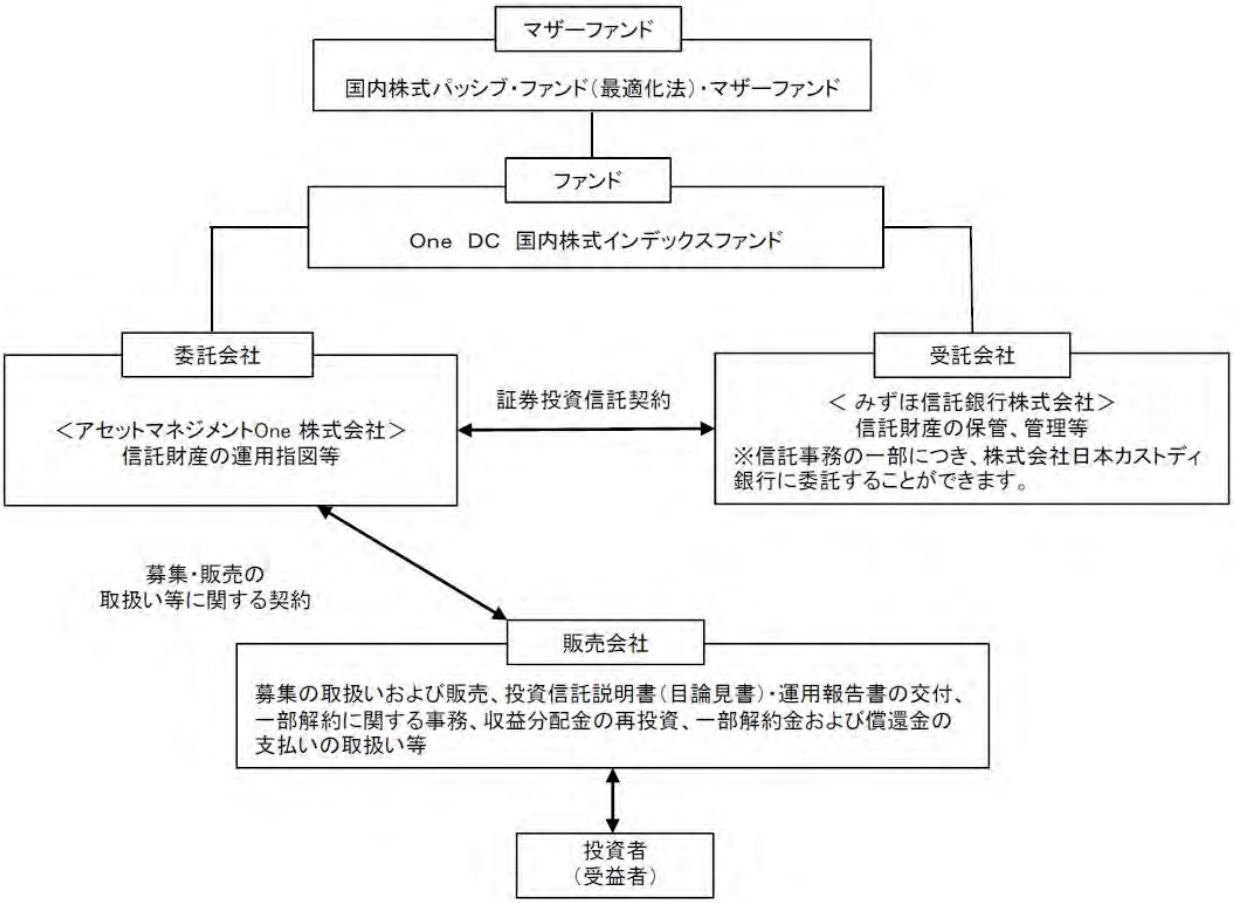

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行います。

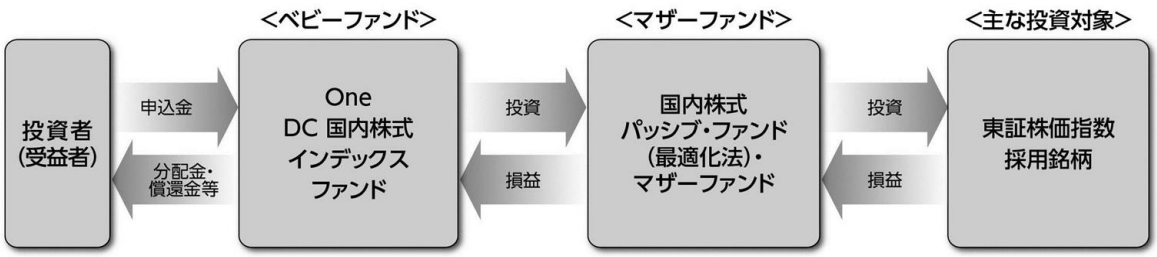

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2026年8月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2026年8月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
株式会社第一ライフグループ	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、株式会社第一ライフグループ49.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

ロ．投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ハ．投資態度

・主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。

・株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

・株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記　1ファンドの性格　(1)ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞をご参照ください。

（２）【投資対象】

1.投資の対象とする資産（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

2.有価証券の指図範囲　（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1）株券
2）国債証券
3）地方債証券
4）特別の法律により法人の発行する債券
5）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1)～10)の証券または証書の性質を有するもの
12）外国貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15）外国法人が発行する譲渡性預金証書
16）指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
17）抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、11)ならびに14）の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および11)ならびに14）の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

3. 金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形
5）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6）外国の者に対する権利で5）の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第17条第3項）

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。 3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。 5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

	④一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

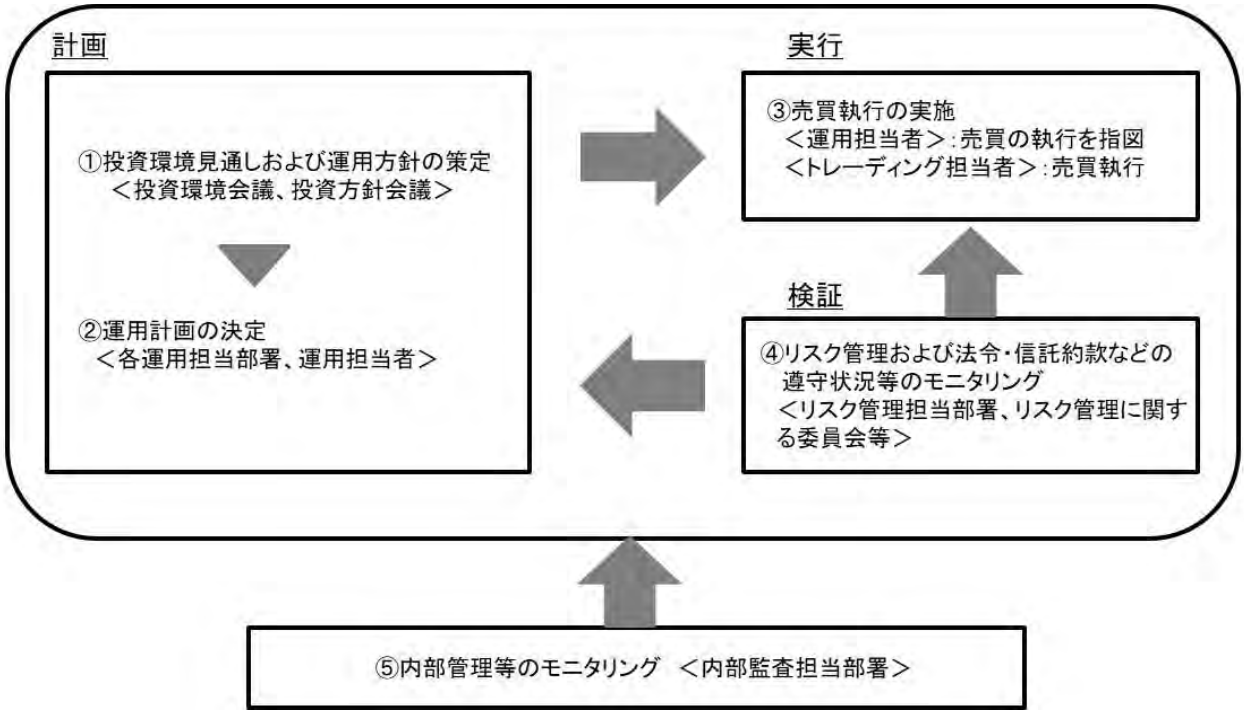

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（人数20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2026年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1）分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2）分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3）留保金の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 上記１．および２．におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

1）株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）
株式への実質投資割合には、制限を設けません。

2）外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

3）マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

4)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限）

5）投資する株式等の範囲（約款第20条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

6）信用取引の指図範囲（約款第21条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の信用取引の指図は、次の1.～5.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～5.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

7）先物取引等の運用指図（約款第22条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲

げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第23条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第23条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

10) 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 上記(a)1) 2) で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

11) 特別な場合の外貨建資産への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

12) 外貨為替予約の指図および範囲(約款第27条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドに信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13) 資金の借入れ（約款第34条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

14) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質的に株式に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○注意事項

イ．当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

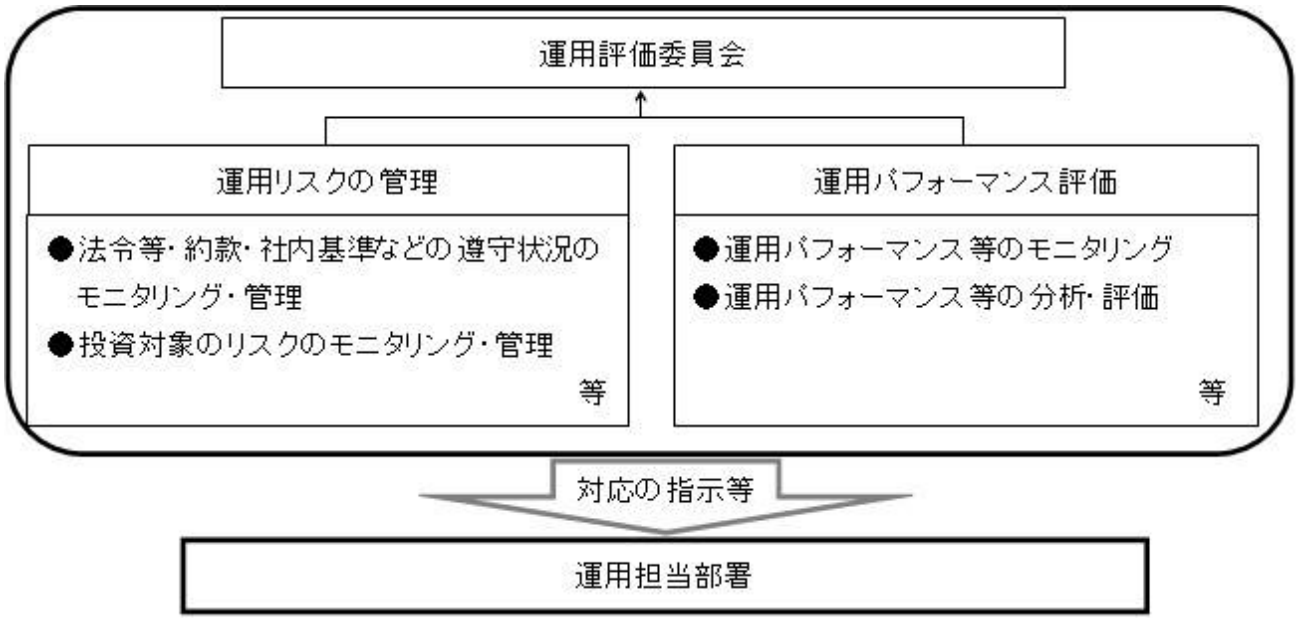

・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2026年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

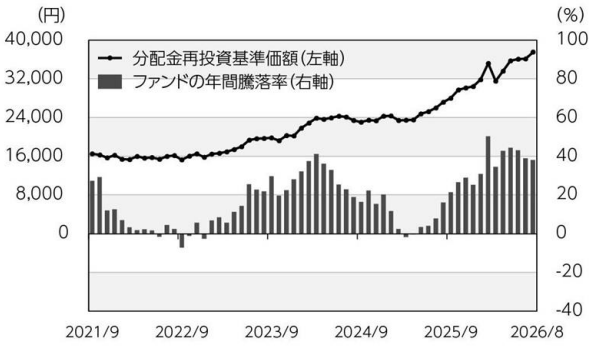

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

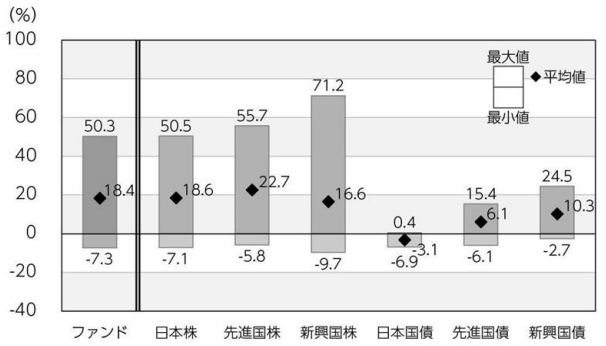

2021年9月～2026年8月

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.154％（税抜0.14％）の率を乗じて得た額

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.06％	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.06％	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.02％	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55％（税抜50％）未満の率＊を乗じて得た額

＊2026年11月9日現在は、品貸料の49.5％（税抜45％）以内になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1：1の割合となります。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

イ.信託財産留保額

ありません。

ロ.その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

② 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日）および毎

計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③ 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④ マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2026年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.15%	0.15%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年2月8日～2026年2月9日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

2026年8月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		319,833,712,099	100.00
	内　日本	319,833,712,099	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		12,085,434	0.00
純資産総額		319,845,797,533	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2026年8月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		915,741,131,570	98.05
	内　日本	915,741,131,570	98.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,230,925,203	1.95
純資産総額		933,972,056,773	100.00

その他資産の投資状況

2026年8月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		17,913,800,000	1.92
	内　日本	17,913,800,000	1.92

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	41,541,161,692	6.9428 288,412,421,397	7.6992 319,833,712,099	－ －	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年8月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2026年8月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,819,400	2,968.70 29,150,871,358	3,680.00 36,135,392,000	－ －	3.87
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,763,100	3,702.74 28,744,753,954	3,156.00 24,500,343,600	－ －	2.62
3	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,394,100	5,993.96 20,344,116,639	6,975.00 23,673,847,500	－ －	2.53
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	4,021,000	5,774.60 23,219,678,741	5,438.00 21,866,198,000	－ －	2.34
5	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,287,800	3,452.17 18,254,408,017	4,016.00 21,235,804,800	－ －	2.27
6	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,131,400	7,259.69 8,213,622,704	18,215.00 20,608,451,000	－ －	2.21
7	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	332,000	41,248.28 13,694,428,967	56,440.00 18,738,080,000	－ －	2.01
8	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,165,600	7,554.67 16,360,410,452	8,623.00 18,673,968,800	－ －	2.00
9	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	476,000	27,367.13 13,026,754,221	33,690.00 16,036,440,000	－ －	1.72
10	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	3,039,400	4,277.36 13,000,626,677	5,200.00 15,804,880,000	－ －	1.69
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	3,070,200	4,927.64 15,128,870,254	4,804.00 14,749,240,800	－ －	1.58
12	キーエンス 日本	株式 電気機器	158,200	55,885.71 8,841,120,812	83,660.00 13,235,012,000	－ －	1.42
13	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,600,600	6,187.67 9,904,000,357	7,707.00 12,335,824,200	－ －	1.32
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,370,400	5,375.98 12,743,234,738	5,009.00 11,873,333,600	－ －	1.27
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	5,622,400	2,064.43 11,607,076,419	2,108.00 11,852,019,200	－ －	1.27
16	三菱重工業 日本	株式 機械	2,991,900	4,940.45 14,781,338,118	3,889.00 11,635,499,100	－ －	1.25
17	村田製作所 日本	株式 電気機器	1,508,900	3,399.24 5,129,121,712	7,191.00 10,850,499,900	－ －	1.16
18	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,749,200	5,751.95 10,061,311,680	5,585.00 9,769,282,000	－ －	1.05

19	任天堂 日本	株式 その他製品	989,100	8,626.28 8,532,258,348	9,044.00 8,945,420,400	－ －	0.96
20	パナソニック　ホールディングス 日本	株式 電気機器	1,886,700	2,516.99 4,748,814,376	4,498.00 8,486,376,600	－ －	0.91
21	信越化学工業 日本	株式 化学	1,408,200	5,352.30 7,537,118,603	6,023.00 8,481,588,600	－ －	0.91
22	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	112,700	68,130.24 7,678,278,886	72,450.00 8,165,115,000	－ －	0.87
23	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,411,100	5,509.04 7,773,819,522	5,765.00 8,134,991,500	－ －	0.87
24	ＮＴＴ 日本	株式 情報・通信業	43,539,200	152.52 6,640,910,861	172.50 7,510,512,000	－ －	0.80
25	ＨＯＹＡ 日本	株式 精密機器	296,800	27,404.22 8,133,572,996	24,600.00 7,301,280,000	－ －	0.78
26	住友商事 日本	株式 卸売業	3,954,500	1,582.08 6,256,355,682	1,791.50 7,084,486,750	－ －	0.76
27	フジクラ 日本	株式 非鉄金属	1,259,200	3,732.73 4,700,255,717	5,504.00 6,930,636,800	－ －	0.74
28	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	946,100	6,131.07 5,800,606,651	6,935.00 6,561,203,500	－ －	0.70
29	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	2,131,400	2,551.29 5,437,824,664	2,959.50 6,307,878,300	－ －	0.68
30	丸紅 日本	株式 卸売業	1,276,600	5,944.04 7,588,164,882	4,928.00 6,291,084,800	－ －	0.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年8月31日現在

種類	投資比率（％）
株式	98.05
合計	98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2026年8月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
電気機器	国内	20.22
銀行業		12.36
卸売業		7.26
情報・通信業		6.20
機械		5.62
輸送用機器		5.00
化学		4.40
サービス業		4.31
小売業		3.70
保険業		3.38
医薬品		3.24

食料品		2.73
非鉄金属		2.41
その他製品		2.08
建設業		1.92
陸運業		1.81
精密機器		1.76
不動産業		1.54
電気・ガス業		1.21
その他金融業		1.19
証券、商品先物取引業		0.99
ガラス・土石製品		0.70
鉄鋼		0.67
海運業		0.61
ゴム製品		0.56
石油・石炭製品		0.47
金属製品		0.45
鉱業		0.37
繊維製品		0.31
空運業		0.26
パルプ・紙		0.13
倉庫・運輸関連業		0.12
水産・農林業		0.07
合計		98.05

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2026年8月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０８０９月	買建	430	17,426,444,500	17,913,800,000	1.92

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2026年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	１口当たりの	１口当たりの

	（分配落） （百万円）	（分配付） （百万円）	純資産額 （分配落）（円）	純資産額 （分配付）（円）
第10計算期間末 （2017年2月7日）	13,968	13,968	1.1107	1.1107
第11計算期間末 （2018年2月7日）	22,544	22,544	1.3067	1.3067
第12計算期間末 （2019年2月7日）	30,214	30,214	1.1958	1.1958
第13計算期間末 （2020年2月7日）	37,717	37,717	1.3513	1.3513
第14計算期間末 （2021年2月8日）	49,849	49,849	1.5351	1.5351
第15計算期間末 （2022年2月7日）	65,141	65,141	1.5668	1.5668
第16計算期間末 （2023年2月7日）	83,858	83,858	1.6554	1.6554
第17計算期間末 （2024年2月7日）	137,089	137,089	2.1789	2.1789
第18計算期間末 （2025年2月7日）	169,528	169,528	2.3901	2.3901
第19計算期間末 （2026年2月9日）	267,044	267,044	3.3815	3.3815
2025年8月末日	202,714	－	2.7197	－
9月末日	210,631	－	2.8005	－
10月末日	226,106	－	2.9739	－
11月末日	231,052	－	3.0156	－
12月末日	235,981	－	3.0463	－
2026年1月末日	250,912	－	3.1874	－
2月末日	280,237	－	3.5209	－
3月末日	256,094	－	3.1563	－
4月末日	274,975	－	3.3636	－
5月末日	292,871	－	3.5724	－
6月末日	300,861	－	3.6091	－
7月末日	305,071	－	3.6163	－
8月末日	319,845	－	3.7555	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金（円）
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
2026年2月10日～2026年8月9日	－

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第10計算期間	12.1
第11計算期間	17.6
第12計算期間	△8.5
第13計算期間	13.0
第14計算期間	13.6
第15計算期間	2.1
第16計算期間	5.7
第17計算期間	31.6
第18計算期間	9.7
第19計算期間	41.5
2026年2月10日～2026年8月9日	8.9

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第10計算期間	7,572,230,014	6,321,925,379
第11計算期間	11,590,956,335	6,914,819,396
第12計算期間	14,073,136,483	6,058,109,779
第13計算期間	10,454,492,002	7,809,755,170
第14計算期間	13,421,884,000	8,860,777,863
第15計算期間	16,850,759,487	7,748,660,236
第16計算期間	18,140,275,590	9,057,542,219
第17計算期間	25,348,174,227	13,089,309,325
第18計算期間	23,898,606,430	15,885,667,594
第19計算期間	23,807,256,944	15,764,495,550
2026年2月10日～ 2026年8月9日	13,930,006,165	8,402,998,365

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜＜参考情報＞＞

データの基準日:2026年8月31日

基準価額・純資産の推移 《2016年8月31日～2026年8月31日》

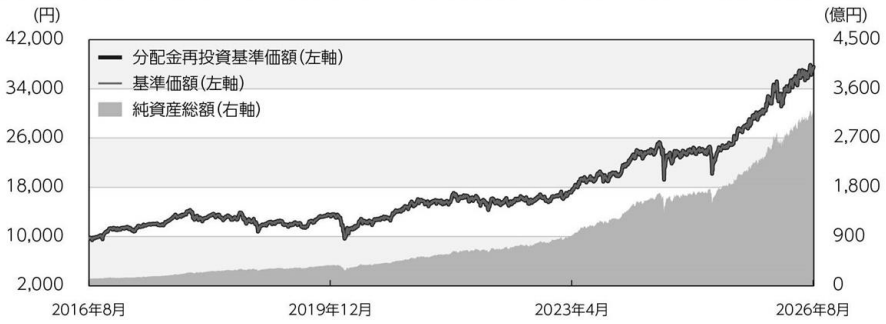

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2007年9月27日)

分配の推移(税引前)

2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
2024年 2月	0円
2025年 2月	0円
2026年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	100.00

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		98.05
	内 日本	98.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.95
合計(純資産総額)		100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.92

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	20.22
2	銀行業	12.36
3	卸売業	7.26
4	情報・通信業	6.20
5	機械	5.62

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.87
2	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	2.62
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.53
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.34
5	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.27
6	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	2.21
7	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	2.01
8	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.00
9	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	1.72
10	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	1.69

年間収益率の推移(暦年ベース)

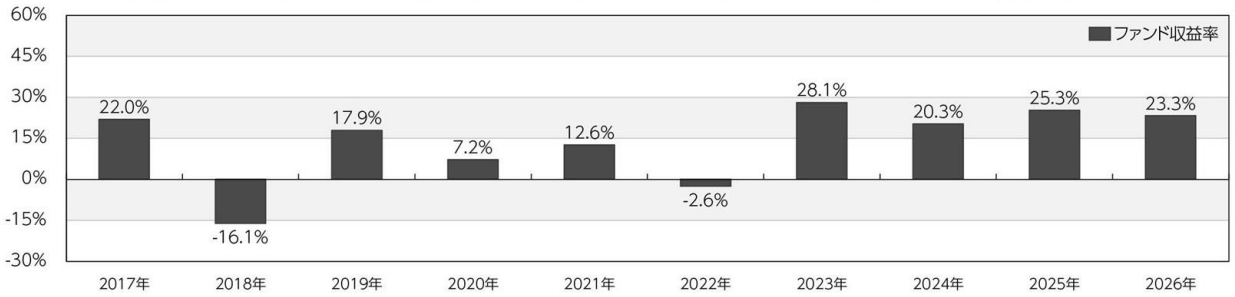

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

お申込みの方法

・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

・当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

お申込日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位

お申込手数料

ありません。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

２【換金（解約）手続等】

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

※解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

※解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　　URL　https://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は2007年9月27日から無期限です。

※下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

a.計算期間は原則として毎年2月8日から翌年2月7日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

イ．償還規定

a. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

b. 委託会社は上記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

c. 上記a.につき、上記b.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。

d. 委託会社は信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

e. 上記b.～d.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

i. 上記b.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ.信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. 上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。

e. 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a.～e.の規定に従います。

g. 上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL　https://www.am-one.co.jp/）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

・委託会社は、毎年2月7日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL　https://www.am-one.co.jp/）

４【受益者の権利等】

①収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、累積投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2025年2月8日から2026年2月9日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２６年４月３日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＯｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンドの２０２５年２月８日から２０２６年２月９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンドの２０２６年２月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

１【財務諸表】

【Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 2025年2月7日現在	第19期 2026年2月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	473,808,243	749,617,027
親投資信託受益証券	169,519,565,542	267,033,687,276
未収入金	22,023,000	－
流動資産合計	170,015,396,785	267,783,304,303
資産合計	170,015,396,785	267,783,304,303
負債の部		
流動負債		
未払解約金	359,702,032	561,570,772
未払受託者報酬	18,110,407	25,158,326
未払委託者報酬	108,662,613	150,950,227
その他未払費用	721,350	875,330
流動負債合計	487,196,402	738,554,655
負債合計	487,196,402	738,554,655
純資産の部		
元本等		
元本	70,929,801,516	78,972,562,910
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,598,398,867	188,072,186,738
（分配準備積立金）	39,824,370,808	103,667,571,925
元本等合計	169,528,200,383	267,044,749,648
純資産合計	169,528,200,383	267,044,749,648
負債純資産合計	170,015,396,785	267,783,304,303

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自　2024年2月8日 至　2025年2月7日	第19期 自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
営業収益		
受取利息	672,234	2,765,934
有価証券売買等損益	14,051,747,650	75,854,249,734
営業収益合計	14,052,419,884	75,857,015,668
営業費用		
支払利息	3,165	－
受託者報酬	35,002,389	44,414,272
委託者報酬	210,014,742	266,486,161
その他費用	1,398,594	1,636,281
営業費用合計	246,418,890	312,536,714
営業利益又は営業損失（△）	13,806,000,994	75,544,478,954
経常利益又は経常損失（△）	13,806,000,994	75,544,478,954
当期純利益又は当期純損失（△）	13,806,000,994	75,544,478,954
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,186,642,058	4,106,962,284
期首剰余金又は期首欠損金（△）	74,172,698,018	98,598,398,867
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,935,432,681	40,184,243,924
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,935,432,681	40,184,243,924
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,129,090,768	22,147,972,723
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,129,090,768	22,147,972,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,598,398,867	188,072,186,738

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第19期 自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月7日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2026年2月9日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第18期 2025年2月7日現在	第19期 2026年2月9日現在
１．　期首元本額	62,916,862,680円	70,929,801,516円
期中追加設定元本額	23,898,606,430円	23,807,256,944円
期中一部解約元本額	15,885,667,594円	15,764,495,550円
２．　受益権の総数	70,929,801,516口	78,972,562,910口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第18期 自　2024年2月8日 至　2025年2月7日	第19期 自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,569,186,430円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（8,050,172,506円）、信託約款に規定される収益調整金（70,100,616,545円）及び分配準備積立金（28,205,011,872円）より分配対象収益は109,924,987,353円（1万口当たり15,497.71円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,671,763,768円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（66,765,752,902円）、信託約款に規定される収益調整金（90,220,671,638円）及び分配準備積立金（32,230,055,255円）より分配対象収益は193,888,243,563円（1万口当たり24,551.34円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自　2024年2月8日 至　2025年2月7日	第19期 自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

		ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3．	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目		第18期 2025年2月7日現在	第19期 2026年2月9日現在
1．	貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．	時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

	場合、当該価額が異なることもあります。	

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第18期 2025年2月7日現在	第19期 2026年2月9日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	13,650,626,489	75,339,935,995
合計	13,650,626,489	75,339,935,995

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第18期 2025年2月7日現在	第19期 2026年2月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.3901円 （23,901円）	3.3815円 （33,815円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2026年2月9日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド	38,551,913,966	267,033,687,276	
親投資信託受益証券　合計		38,551,913,966	267,033,687,276	
合計			267,033,687,276	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2026年2月9日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	15,647,599,120
株式	830,008,993,580
派生商品評価勘定	672,647,080
未収入金	60,524,820
未収配当金	1,022,630,002
差入委託証拠金	943,684,122
流動資産合計	848,356,078,724
資産合計	848,356,078,724
負債の部	
流動負債	
前受金	371,272,000
未払解約金	930,769,000
流動負債合計	1,302,041,000
負債合計	1,302,041,000
純資産の部	
元本等	
元本	122,290,528,497
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	724,763,509,227
元本等合計	847,054,037,724
純資産合計	847,054,037,724
負債純資産合計	848,356,078,724

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年2月9日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	124,795,594,506円
同期中追加設定元本額	29,504,027,677円
同期中一部解約元本額	32,009,093,686円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭスリーウェイオープン	234,935,632円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン	2,202,951,831円
たわらノーロード　国内株式＜ラップ専用＞	3,605,232,890円
Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド	38,551,913,966円
ＤＩＡＭ国内株式パッシブ・ファンド	4,794,846,081円
たわらノーロード　ＴＯＰＩＸ	4,285,481,805円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	2,307,293,393円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	41,087,045円
たわらノーロード　バランス（標準型）	398,116,947円
たわらノーロード　バランス（積極型）	851,989,411円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	2,869,276円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	143,334,049円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	469,747,985円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	436,241,286円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	640,930,096円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	429,732円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	1,913,544円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	34,590,992円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	13,797,287円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	23,745,430円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	21,644,184円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	124,454,151円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	69,630,788円
ＤＩＡＭ国内株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	31,042,699,143円
Ｏｎｅグローバルバランス	115,171,616円

未来のわたし（ターゲット・イヤー／～１９７２年生まれ向け）	497,901円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９７３～１９７７年生まれ向け）	380,259円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９７８～１９８２年生まれ向け）	194,810円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９８３～１９８７年生まれ向け）	189,054円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９８８～１９９２年生まれ向け）	212,813円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９３～１９９７年生まれ向け）	220,770円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９８～２００２年生まれ向け）	216,821円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／２００３～２００７年生まれ向け）	319,694円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	761,271,513円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	2,863,815,669円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	3,791,827,880円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	199,054,523円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	756,071,245円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	965,299,167円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	23,569,453円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	996,194,857円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	12,770,585円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	211,376,524円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	305,022,580円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	555,107,265円
投資のソムリエ	3,094,195,638円
クルーズコントロール	104,395,582円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	607,399,721円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	308,574,745円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,447,803,542円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	362,004,204円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	657,664,124円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	116,578,032円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	63,172,235円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	4,384,752円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	185,822,481円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	644,123,174円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	224,284,708円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	177,799,764円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	113,345,679円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	71,674,250円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	41,228,067円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	850,436,141円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	15,769,343円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	1,041,072円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	23,863,648円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	572,635円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	226,347円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投	333,072円

資家限定）	
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	11,219,587円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	216,460円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	699,863円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	759,315円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０５（適格機関投資家限定）	20,168,849円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	76,479,913円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０７（適格機関投資家限定）	60,139,583円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０８（適格機関投資家限定）	41,992,072円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	241,231円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０９（適格機関投資家限定）	41,979,580円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－１２（適格機関投資家限定）	60,486,999円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	104,840,143円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	328,495,934円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	451,690円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	288,466,985円
ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定）	3,118,829,512円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	40,233,245円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	12,712,447円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	280,509円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	2,173,864円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	13,236,951円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	45,901,947円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,610,665円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,786,111円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,066,619円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	64,694円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	121,238,445円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	246,746,637円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	811,534,577円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	5,731,287円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	8,935,958円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関	60,687,511円

投資家限定）	
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	13,137,614円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	40,405円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	64,138,265円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,952,126円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	12,967,717円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	29,921,642円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	36,883,575円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,291,237円
ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,735,285円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	20,488,433円
コア資産形成ファンド	7,338,483円
ＭＨＡＭトピックスファンド	702,105,388円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	23,675,054円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	2,000,020,230円
ＭＨＡＭ日本株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］	2,851,068,961円
計	122,290,528,497円
２．　受益権の総数	122,290,528,497口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2025年2月8日 至　2026年2月9日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年2月9日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸

差額	借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年2月9日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	228,052,154,100
合計	228,052,154,100

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2026年2月9日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	15,407,413,000	－	16,080,200,000	672,787,000
合計	15,407,413,000	－	16,080,200,000	672,787,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

1．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2026年2月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	6.9266円 (69,266円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2026年2月9日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
極洋	9,100	5,200.00	47,320,000	
ニッスイ	199,200	1,508.00	300,393,600	
マルハニチロ	105,700	1,463.50	154,691,950	
ユキグニファクトリー	18,600	1,074.00	19,976,400	
カネコ種苗	6,100	1,520.00	9,272,000	
サカタのタネ	26,300	4,150.00	109,145,000	
ホクト	19,400	2,039.00	39,556,600	
ショーボンドホールディングス	127,000	1,509.00	191,643,000	
ミライト・ワン	74,100	4,029.00	298,548,900	
タマホーム	13,600	3,865.00	52,564,000	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	42,200	167.00	7,047,400	
住石ホールディングス	19,400	812.00	15,752,800	
日鉄鉱業	41,800	3,905.00	163,229,000	
三井松島ホールディングス	26,500	1,515.00	40,147,500	
ＩＮＰＥＸ	730,100	3,726.00	2,720,352,600	
石油資源開発	134,100	2,042.00	273,832,200	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	9,900	4,710.00	46,629,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	31,300	3,170.00	99,221,000	
第一カッター興業	5,500	1,455.00	8,002,500	
安藤・間	115,500	2,182.00	252,021,000	
東急建設	68,100	1,472.00	100,243,200	
コムシスホールディングス	77,100	5,182.00	399,532,200	
ビーアールホールディングス	32,000	529.00	16,928,000	
高松コンストラクショングループ	16,100	4,165.00	67,056,500	
東建コーポレーション	4,700	15,280.00	71,816,000	
ヤマウラ	12,300	1,555.00	19,126,500	
オリエンタル白石	80,300	432.00	34,689,600	
大成建設	113,500	18,565.00	2,107,127,500	
大林組	491,800	4,290.00	2,109,822,000	
清水建設	415,500	3,443.00	1,430,566,500	
長谷工コーポレーション	135,700	3,412.00	463,008,400	
松井建設	12,500	1,635.00	20,437,500	
鹿島建設	337,200	7,538.00	2,541,813,600	
不動テトラ	8,600	3,855.00	33,153,000	
鉄建建設	9,600	5,530.00	53,088,000	
西松建設	24,300	6,267.00	152,288,100	
大豊建設	21,200	813.00	17,235,600	
奥村組	24,700	7,140.00	176,358,000	
東鉄工業	16,800	5,180.00	87,024,000	
淺沼組	60,800	1,175.00	71,440,000	
戸田建設	187,100	1,530.00	286,263,000	
熊谷組	90,200	1,968.00	177,513,600	
矢作建設工業	28,400	2,410.00	68,444,000	

ピーエス・コンストラクション	13,800	3,340.00	46,092,000	
日本ハウスホールディングス	32,400	322.00	10,432,800	
大東建託	259,700	3,445.00	894,666,500	
新日本建設	21,400	2,108.00	45,111,200	
東亜道路工業	23,400	1,856.00	43,430,400	
東亜建設工業	56,200	4,200.00	236,040,000	
日本国土開発	46,600	686.00	31,967,600	
若築建設	4,500	5,060.00	22,770,000	
五洋建設	215,600	1,930.00	416,108,000	
世紀東急工業	24,000	1,697.00	40,728,000	
福田組	5,200	8,410.00	43,732,000	
住友林業	394,500	1,747.50	689,388,750	
大和ハウス工業	420,800	5,574.00	2,345,539,200	
ライト工業	29,000	3,950.00	114,550,000	
積水ハウス	461,300	3,640.00	1,679,132,000	
日特建設	14,800	1,370.00	20,276,000	
北陸電気工事	8,800	1,650.00	14,520,000	
ユアテック	32,200	2,895.00	93,219,000	
日本リーテック	11,900	2,564.00	30,511,600	
四電工	19,100	2,029.00	38,753,900	
中電工	20,200	4,805.00	97,061,000	
関電工	83,300	5,972.00	497,467,600	
きんでん	104,300	7,885.00	822,405,500	
東京エネシス	14,200	1,866.00	26,497,200	
トーエネック	29,500	2,172.00	64,074,000	
日本電設工業	28,600	4,325.00	123,695,000	
エクシオグループ	145,200	2,785.00	404,382,000	
新日本空調	19,700	3,770.00	74,269,000	
クラフティア	32,900	9,161.00	301,396,900	
三機工業	31,100	7,570.00	235,427,000	
日揮ホールディングス	165,700	2,345.00	388,566,500	
中外炉工業	4,100	4,790.00	19,639,000	
太平電業	30,200	2,583.00	78,006,600	
高砂熱学工業	81,400	5,275.00	429,385,000	
朝日工業社	15,800	4,080.00	64,464,000	
明星工業	25,800	1,815.00	46,827,000	
大氣社	39,000	3,835.00	149,565,000	
ダイダン	87,900	3,070.00	269,853,000	
日比谷総合設備	11,100	5,320.00	59,052,000	
ニップン	54,000	2,787.00	150,498,000	
日清製粉グループ本社	151,700	2,127.00	322,665,900	
日東富士製粉	2,500	7,210.00	18,025,000	
昭和産業	13,000	3,330.00	43,290,000	
中部飼料	19,400	1,932.00	37,480,800	
フィード・ワン	20,100	1,225.00	24,622,500	
日本甜菜製糖	6,700	4,220.00	28,274,000	
ＤＭ三井製糖	12,800	3,455.00	44,224,000	
ウェルネオシュガー	8,600	2,942.00	25,301,200	
ＬＩＦＵＬＬ	46,800	175.00	8,190,000	
ＭＩＸＩ	28,900	2,641.00	76,324,900	

ジェイエイシーリクルートメント	57,600	1,014.00	58,406,400	
日本M&Aセンターホールディングス	254,100	726.20	184,527,420	
メンバーズ	5,400	1,217.00	6,571,800	
ＵＴグループ	312,400	214.00	66,853,600	
アイティメディア	8,500	1,731.00	14,713,500	
Ｅ・Ｊホールディングス	10,500	1,829.00	19,204,500	
オープンアップグループ	47,900	1,947.00	93,261,300	
コシダカホールディングス	43,700	1,171.00	51,172,700	
パソナグループ	16,300	2,053.00	33,463,900	
リンクアンドモチベーション	37,900	510.00	19,329,000	
エス・エム・エス	60,900	1,776.00	108,158,400	
パーソルホールディングス	1,453,200	271.10	393,962,520	
クックパッド	31,100	155.00	4,820,500	
森永製菓	59,800	2,755.00	164,749,000	
中村屋	3,900	3,195.00	12,460,500	
江崎グリコ	43,700	5,798.00	253,372,600	
ｍｅｉｔｏ	6,800	2,616.00	17,788,800	
井村屋グループ	8,400	2,604.00	21,873,600	
不二家	10,500	2,567.00	26,953,500	
山崎製パン	102,200	3,522.00	359,948,400	
モロゾフ	14,900	1,505.00	22,424,500	
亀田製菓	9,700	4,080.00	39,576,000	
寿スピリッツ	81,200	2,011.00	163,293,200	
カルビー	69,900	3,074.00	214,872,600	
森永乳業	56,900	4,148.00	236,021,200	
六甲バター	12,500	1,213.00	15,162,500	
ヤクルト本社	211,700	2,689.00	569,261,300	
明治ホールディングス	212,700	3,838.00	816,342,600	
雪印メグミルク	41,100	3,475.00	142,822,500	
プリマハム	20,500	2,799.00	57,379,500	
日本ハム	57,400	6,901.00	396,117,400	
丸大食品	15,400	2,364.00	36,405,600	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	16,800	3,145.00	52,836,000	
柿安本店	5,800	2,797.00	16,222,600	
伊藤ハム米久ホールディングス	26,600	6,110.00	162,526,000	
学情	7,200	1,846.00	13,291,200	
スタジオアリス	7,700	1,995.00	15,361,500	
クロスキャット	8,900	1,027.00	9,140,300	
システナ	222,400	435.00	96,744,000	
ＮＪＳ	3,600	4,970.00	17,892,000	
デジタルアーツ	8,200	4,985.00	40,877,000	
日鉄ソリューションズ	42,400	3,890.00	164,936,000	
ＡＬＳＯＫ	266,300	1,174.50	312,769,350	
キューブシステム	7,900	1,088.00	8,595,200	
いちご	129,300	438.00	56,633,400	
日本駐車場開発	181,800	280.00	50,904,000	
コア	6,900	2,270.00	15,663,000	
カカクコム	103,400	1,827.00	188,911,800	
ルネサンス	12,500	1,095.00	13,687,500	
ディップ	27,800	2,056.00	57,156,800	

ＳＢＳホールディングス	13,800	3,985.00	54,993,000	
デジタルホールディングス	8,300	2,011.00	16,691,300	
新日本科学	16,900	1,630.00	27,547,000	
エムスリー	315,100	1,755.00	553,000,500	
ワールドホールディングス	7,300	2,586.00	18,877,800	
ディー・エヌ・エー	63,800	2,528.50	161,318,300	
博報堂ＤＹホールディングス	203,300	1,146.00	232,981,800	
ぐるなび	29,700	157.00	4,662,900	
タカミヤ	21,600	472.00	10,195,200	
ファンコミュニケーションズ	23,100	484.00	11,180,400	
ライク	8,300	1,549.00	12,856,700	
エスプール	41,400	263.00	10,888,200	
ＷＤＢホールディングス	7,000	1,611.00	11,277,000	
手間いらず	2,300	3,095.00	7,118,500	
アドウェイズ	17,100	264.00	4,514,400	
バリューコマース	14,000	459.00	6,426,000	
インフォマート	150,500	397.00	59,748,500	
サッポロホールディングス	228,500	1,743.00	398,275,500	
アサヒグループホールディングス	1,146,500	1,695.50	1,943,890,750	
キリンホールディングス	635,900	2,437.00	1,549,688,300	
シマダヤ	7,000	1,839.00	12,873,000	
宝ホールディングス	125,800	1,615.00	203,167,000	
オエノンホールディングス	45,900	505.00	23,179,500	
養命酒製造	5,000	4,450.00	22,250,000	
飛島ホールディングス	15,700	2,631.00	41,306,700	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	99,300	3,532.00	350,727,600	
ライフドリンク　カンパニー	27,200	1,599.00	43,492,800	
サントリー食品インターナショナル	107,500	5,215.00	560,612,500	
ダイドーグループホールディングス	17,300	2,521.00	43,613,300	
伊藤園	49,400	3,033.00	149,830,200	
キーコーヒー	17,000	2,004.00	34,068,000	
日清オイリオグループ	21,500	5,860.00	125,990,000	
不二製油	30,500	4,190.00	127,795,000	
Ｊ－オイルミルズ	17,500	2,033.00	35,577,500	
インターメスティック	7,100	1,915.00	13,596,500	
サンエー	27,700	3,005.00	83,238,500	
カワチ薬品	12,800	3,110.00	39,808,000	
エービーシー・マート	86,200	2,626.00	226,361,200	
ハードオフコーポレーション	6,500	2,065.00	13,422,500	
高千穂交易	13,000	2,087.00	27,131,000	
アスクル	31,200	1,335.00	41,652,000	
ゲオホールディングス	18,500	1,687.00	31,209,500	
アンドエスティＨＤ	22,700	2,917.00	66,215,900	
リガク・ホールディングス	93,200	1,224.00	114,076,800	
伊藤忠食品	3,800	11,800.00	44,840,000	
くら寿司	19,100	3,475.00	66,372,500	
キャンドゥ	5,800	3,515.00	20,387,000	
パルグループホールディングス	64,500	1,608.00	103,716,000	
エディオン	78,000	2,180.00	170,040,000	

あらた	25,200	3,150.00	79,380,000	
サーラコーポレーション	34,500	1,138.00	39,261,000	
トーメンデバイス	2,400	12,110.00	29,064,000	
ハローズ	7,500	4,785.00	35,887,500	
ＪＰホールディングス	40,700	710.00	28,897,000	
フジオフードグループ本社	26,600	1,069.00	28,435,400	
あみやき亭	11,900	1,402.00	16,683,800	
東京エレクトロン　デバイス	16,300	3,750.00	61,125,000	
円谷フィールズホールディングス	30,300	1,787.00	54,146,100	
双日	158,200	6,045.00	956,319,000	
アルフレッサ　ホールディングス	155,300	2,576.00	400,052,800	
大黒天物産	5,800	5,310.00	30,798,000	
ハニーズホールディングス	14,600	1,494.00	21,812,400	
キッコーマン	506,000	1,432.00	724,592,000	
味の素	758,000	4,401.00	3,335,958,000	
ブルドックソース	8,100	1,928.00	15,616,800	
キユーピー	82,000	4,666.00	382,612,000	
ハウス食品グループ本社	57,100	3,110.00	177,581,000	
カゴメ	79,300	2,871.00	227,670,300	
アリアケジャパン	17,100	5,850.00	100,035,000	
エバラ食品工業	3,900	2,799.00	10,916,100	
キオクシアホールディングス	94,700	18,900.00	1,789,830,000	
ニチレイ	134,000	2,026.50	271,551,000	
横浜冷凍	41,300	1,377.00	56,870,100	
東洋水産	70,700	12,065.00	852,995,500	
イートアンドホールディングス	7,200	2,079.00	14,968,800	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	11,200	920.00	10,304,000	
日清食品ホールディングス	172,500	3,268.00	563,730,000	
フジッコ	17,400	1,615.00	28,101,000	
ロック・フィールド	17,100	1,415.00	24,196,500	
日本たばこ産業	927,800	6,134.00	5,691,125,200	
ケンコーマヨネーズ	9,600	2,116.00	20,313,600	
わらべや日洋ホールディングス	10,300	3,645.00	37,543,500	
なとり	9,700	1,918.00	18,604,600	
ファーマフーズ	20,100	665.00	13,366,500	
北の達人コーポレーション	65,500	142.00	9,301,000	
ユーグレナ	103,000	413.00	42,539,000	
紀文食品	13,300	1,121.00	14,909,300	
ピックルスホールディングス	9,000	1,282.00	11,538,000	
スター・マイカ・ホールディングス	16,100	1,561.00	25,132,100	
ＳＲＥホールディングス	7,500	2,472.00	18,540,000	
片倉工業	16,300	3,070.00	50,041,000	
グンゼ	24,100	4,475.00	107,847,500	
ヒューリック	445,200	1,979.50	881,273,400	
ラサ商事	8,600	2,183.00	18,773,800	
アルペン	15,700	2,189.00	34,367,300	
ラクーンホールディングス	11,600	632.00	7,331,200	
クオールホールディングス	20,300	1,913.00	38,833,900	
アルコニックス	25,300	2,870.00	72,611,000	
神戸物産	142,700	3,763.00	536,980,100	

ソリトンシステムズ	8,000	1,969.00	15,752,000	
ジンズホールディングス	11,200	5,320.00	59,584,000	
ビックカメラ	87,400	1,747.00	152,687,800	
ＤＣＭホールディングス	85,000	1,687.00	143,395,000	
ペッパーフードサービス	57,100	173.00	9,878,300	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	232,600	2,134.00	496,368,400	
あい　ホールディングス	32,800	2,750.00	90,200,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	188,200	2,754.50	518,396,900	
ドトール・日レスホールディングス	29,100	2,947.00	85,757,700	
マツキヨココカラ&カンパニー	285,500	2,665.00	760,857,500	
ブロンコビリー	9,600	3,910.00	37,536,000	
ＺＯＺＯ	258,600	1,165.50	301,398,300	
トレジャー・ファクトリー	11,400	1,704.00	19,425,600	
物語コーポレーション	31,800	4,265.00	135,627,000	
三越伊勢丹ホールディングス	255,600	3,062.00	782,647,200	
東洋紡	67,000	1,497.00	100,299,000	
ユニチカ	53,600	922.00	49,419,200	
富士紡ホールディングス	7,200	9,890.00	71,208,000	
日清紡ホールディングス	117,800	1,737.50	204,677,500	
倉敷紡績	10,900	10,570.00	115,213,000	
ダイワボウホールディングス	61,600	3,065.00	188,804,000	
シキボウ	10,400	1,120.00	11,648,000	
日東紡績	19,600	17,810.00	349,076,000	
トヨタ紡織	76,200	3,049.00	232,333,800	
マクニカホールディングス	114,200	2,560.00	292,352,000	
ラクト・ジャパン	6,900	3,600.00	24,840,000	
クリエイトＳＤホールディングス	23,300	3,330.00	77,589,000	
グリムス	5,500	2,565.00	14,107,500	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	22,600	1,411.00	31,888,600	
八洲電機	12,300	3,600.00	44,280,000	
メディアスホールディングス	9,700	818.00	7,934,600	
レスター	14,000	3,025.00	42,350,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	89,100	1,194.00	106,385,400	
三洋貿易	20,200	1,842.00	37,208,400	
シュッピン	18,000	1,273.00	22,914,000	
ビューティガレージ	4,500	1,416.00	6,372,000	
オイシックス・ラ・大地	24,300	1,435.00	34,870,500	
ウイン・パートナーズ	11,900	1,372.00	16,326,800	
ネクステージ	37,500	3,435.00	128,812,500	
ジョイフル本田	48,100	2,173.00	104,521,300	
エターナルホスピタリティグループ	6,700	3,410.00	22,847,000	
ホットランドホールディングス	12,500	1,962.00	24,525,000	
すかいらーくホールディングス	224,300	3,389.00	760,152,700	
ＳＦＰホールディングス	9,300	2,265.00	21,064,500	
綿半ホールディングス	12,800	1,467.00	18,777,600	
日本毛織	38,800	1,956.00	75,892,800	
ヨシックスホールディングス	4,800	3,315.00	15,912,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	80,800	967.00	78,133,600	

野村不動産ホールディングス	425,700	1,095.00	466,141,500	
三重交通グループホールディングス	37,500	589.00	22,087,500	
ディア・ライフ	23,400	1,105.00	25,857,000	
地主	12,500	3,500.00	43,750,000	
フィル・カンパニー	2,800	1,042.00	2,917,600	
ＪPMC	8,300	1,300.00	10,790,000	
フージャースホールディングス	26,600	1,371.00	36,468,600	
オープンハウスグループ	47,400	9,333.00	442,384,200	
東急不動産ホールディングス	417,300	1,494.00	623,446,200	
飯田グループホールディングス	130,100	2,661.50	346,261,150	
帝国繊維	16,000	3,190.00	51,040,000	
日本コークス工業	157,500	123.00	19,372,500	
あさひ	13,700	1,289.00	17,659,300	
コスモス薬品	27,800	7,261.00	201,855,800	
シップヘルスケアホールディングス	60,200	2,779.50	167,325,900	
ソフトクリエイトホールディングス	12,800	2,033.00	26,022,400	
セブン&アイ・ホールディングス	1,812,300	2,334.00	4,229,908,200	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	246,900	748.00	184,681,200	
明治電機工業	8,100	2,398.00	19,423,800	
ツルハホールディングス	256,600	2,568.50	659,077,100	
サンマルクホールディングス	14,700	2,979.00	43,791,300	
トリドールホールディングス	46,300	4,254.00	196,960,200	
帝人	137,700	1,614.50	222,316,650	
東レ	1,046,700	1,255.50	1,314,131,850	
クラレ	196,400	1,784.00	350,377,600	
旭化成	1,029,600	1,749.50	1,801,285,200	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	22,700	393.00	8,921,100	
稲葉製作所	8,900	1,639.00	14,587,100	
宮地エンジニアリンググループ	20,900	2,013.00	42,071,700	
トーカロ	46,200	2,706.00	125,017,200	
ＳＵＭＣＯ	304,600	1,694.50	516,144,700	
川田テクノロジーズ	12,100	5,150.00	62,315,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	10,800	3,855.00	41,634,000	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	9,300	1,116.00	10,378,800	
ケイアイスター不動産	6,400	6,590.00	42,176,000	
グッドコムアセット	15,900	1,419.00	22,562,100	
ジェイ・エス・ビー	6,300	3,405.00	21,451,500	
ロードスターキャピタル	8,700	3,130.00	27,231,000	
アズーム	2,700	4,440.00	11,988,000	
霞ヶ関キャピタル	15,100	7,100.00	107,210,000	
ＪMホールディングス	23,700	1,795.00	42,541,500	
コメダホールディングス	40,200	2,874.00	115,534,800	
アレンザホールディングス	12,300	1,135.00	13,960,500	
串カツ田中ホールディングス	4,900	1,955.00	9,579,500	
バロックジャパンリミテッド	19,100	798.00	15,241,800	
クスリのアオキホールディングス	38,800	4,185.00	162,378,000	
力の源ホールディングス	12,300	1,468.00	18,056,400	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	94,300	9,208.00	868,314,400	

アセンテック	6,700	1,437.00	9,627,900	
セーレン	33,800	3,330.00	112,554,000	
小松マテーレ	20,400	885.00	18,054,000	
ワコールホールディングス	30,400	4,603.00	139,931,200	
ホギメディカル	17,000	6,700.00	113,900,000	
ＴＳＩホールディングス	47,300	1,101.00	52,077,300	
ワールド	25,700	3,145.00	80,826,500	
ＴＩＳ	164,300	3,482.00	572,092,600	
グリーホールディングス	52,200	379.00	19,783,800	
ＧＭＯペパボ	1,900	2,092.00	3,974,800	
コーエーテクモホールディングス	97,400	1,580.00	153,892,000	
三菱総合研究所	7,400	5,280.00	39,072,000	
ファインデックス	10,900	938.00	10,224,200	
ＫＬａｂ	42,200	315.00	13,293,000	
ポールトゥウィンホールディングス	22,300	297.00	6,623,100	
ネクソン	382,900	3,718.00	1,423,622,200	
アイスタイル	59,300	454.00	26,922,200	
エムアップホールディングス	38,100	791.00	30,137,100	
エイチームホールディングス	12,100	1,053.00	12,741,300	
セルシス	21,000	1,422.00	29,862,000	
エニグモ	17,300	403.00	6,971,900	
コロプラ	52,900	432.00	22,852,800	
ブロードリーフ	56,900	599.00	34,083,100	
デジタルハーツホールディングス	9,800	922.00	9,035,600	
メディアドゥ	5,200	1,635.00	8,502,000	
じげん	44,700	456.00	20,383,200	
ブイキューブ	20,000	151.00	3,020,000	
フィックスターズ	21,400	1,481.00	31,693,400	
北里コーポレーション	12,100	1,521.00	18,404,100	
オプティム	16,100	485.00	7,808,500	
セレス	7,000	1,797.00	12,579,000	
ＳＨＩＦＴ	139,700	665.50	92,970,350	
特種東海製紙	27,100	1,660.00	44,986,000	
セック	4,800	3,775.00	18,120,000	
テクマトリックス	31,000	1,942.00	60,202,000	
プロシップ	12,400	1,460.00	18,104,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	36,100	2,611.00	94,257,100	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	31,100	8,687.00	270,165,700	
システムリサーチ	11,600	1,905.00	22,098,000	
インターネットイニシアティブ	85,100	2,216.50	188,624,150	
さくらインターネット	21,800	2,805.00	61,149,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	4,800	2,186.00	10,492,800	
ＳＲＡホールディングス	8,700	5,240.00	45,588,000	
朝日ネット	16,700	711.00	11,873,700	
ｅＢＡＳＥ	19,200	434.00	8,332,800	
アバントグループ	17,500	1,522.00	26,635,000	
アドソル日進	12,500	1,687.00	21,087,500	
フリービット	8,100	1,612.00	13,057,200	

コムチュア	20,600	1,470.00	30,282,000	
アステリア	12,200	1,262.00	15,396,400	
アイル	8,700	2,379.00	20,697,300	
王子ホールディングス	588,100	945.60	556,107,360	
日本製紙	87,600	1,136.00	99,513,600	
北越コーポレーション	87,300	957.00	83,546,100	
大王製紙	78,600	1,003.00	78,835,800	
マークラインズ	9,200	1,488.00	13,689,600	
ｇｕｍｉ	28,700	336.00	9,643,200	
テラスカイ	5,200	1,915.00	9,958,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	16,200	1,169.00	18,937,800	
ネオジャパン	4,100	1,719.00	7,047,900	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,200	2,422.00	7,750,400	
ラクス	146,400	800.90	117,251,760	
ダブルスタンダード	5,500	1,583.00	8,706,500	
オープンドア	9,200	299.00	2,750,800	
アカツキ	7,500	2,531.00	18,982,500	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	5,000	1,013.00	5,065,000	
カナミックネットワーク	19,500	536.00	10,452,000	
レンゴー	157,100	1,454.50	228,501,950	
トーモク	9,000	3,545.00	31,905,000	
ザ・パック	31,100	1,344.00	41,798,400	
チェンジホールディングス	30,000	1,011.00	30,330,000	
オークネット	14,400	2,148.00	30,931,200	
オロ	6,400	1,987.00	12,716,800	
ユーザーローカル	6,600	1,738.00	11,470,800	
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	18,500	2,755.00	50,967,500	
マネーフォワード	35,400	3,195.00	113,103,000	
レゾナック・ホールディングス	150,100	9,217.00	1,383,471,700	
住友化学	1,249,700	559.70	699,457,090	
住友精化	6,400	6,220.00	39,808,000	
日産化学	78,800	5,869.00	462,477,200	
ラサ工業	5,100	8,040.00	41,004,000	
クレハ	23,200	4,570.00	106,024,000	
多木化学	5,900	3,855.00	22,744,500	
テイカ	11,200	1,626.00	18,211,200	
石原産業	25,800	3,085.00	79,593,000	
日本曹達	33,000	3,860.00	127,380,000	
東ソー	226,100	2,587.00	584,920,700	
トクヤマ	54,400	4,098.00	222,931,200	
セントラル硝子	19,600	3,840.00	75,264,000	
東亞合成	62,600	1,866.00	116,811,600	
大阪ソーダ	54,300	2,417.00	131,243,100	
関東電化工業	30,000	1,355.00	40,650,000	
ＧＭＯフィナンシャルゲート	2,600	5,120.00	13,312,000	
ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ	13,700	443.00	6,069,100	
デンカ	61,600	2,935.50	180,826,800	
イビデン	196,000	7,794.00	1,527,624,000	
信越化学工業	1,381,100	5,273.00	7,282,540,300	

日本カーバイド工業	7,600	2,902.00	22,055,200	
プラスアルファ・コンサルティング	19,800	2,036.00	40,312,800	
電算システムホールディングス	6,800	2,974.00	20,223,200	
堺化学工業	12,800	3,575.00	45,760,000	
第一稀元素化学工業	15,700	2,798.00	43,928,600	
エア・ウォーター	146,600	2,434.00	356,824,400	
日本酸素ホールディングス	175,800	5,565.00	978,327,000	
日本化学工業	6,200	3,385.00	20,987,000	
日本パーカライジング	77,000	1,556.00	119,812,000	
高圧ガス工業	22,600	1,154.00	26,080,400	
四国化成ホールディングス	17,600	4,455.00	78,408,000	
オリオンビール	24,900	1,349.00	33,590,100	
戸田工業	3,600	1,477.00	5,317,200	
ステラ　ケミファ	8,300	5,680.00	47,144,000	
保土谷化学工業	9,800	2,328.00	22,814,400	
日本触媒	95,600	2,417.00	231,065,200	
大日精化工業	10,500	4,545.00	47,722,500	
カネカ	38,200	4,976.00	190,083,200	
協和キリン	182,900	2,370.00	433,473,000	
ブルーゾーンホールディングス	19,400	9,129.00	177,102,600	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	59,400	963.00	57,202,200	
三菱瓦斯化学	110,400	3,356.00	370,502,400	
三井化学	279,500	2,352.00	657,384,000	
東京応化工業	74,100	8,432.00	624,811,200	
大阪有機化学工業	13,000	4,295.00	55,835,000	
三菱ケミカルグループ	1,086,400	1,091.00	1,185,262,400	
ＫＨネオケム	25,900	2,778.00	71,950,200	
ビジョナル	18,600	8,504.00	158,174,400	
ダイセル	170,400	1,581.50	269,487,600	
住友ベークライト	54,400	5,622.00	305,836,800	
積水化学工業	324,500	2,936.00	952,732,000	
日本ゼオン	112,300	1,993.50	223,870,050	
アイカ工業	39,200	3,765.00	147,588,000	
ＵＢＥ	79,900	2,790.00	222,921,000	
積水樹脂	18,500	2,256.00	41,736,000	
旭有機材	10,400	4,925.00	51,220,000	
ニチバン	9,700	2,000.00	19,400,000	
リケンテクノス	26,700	1,746.00	46,618,200	
大倉工業	7,900	4,945.00	39,065,500	
積水化成品工業	24,700	477.00	11,781,900	
群栄化学工業	3,800	5,050.00	19,190,000	
ダイキョーニシカワ	33,100	855.00	28,300,500	
森六	8,400	2,525.00	21,210,000	
恵和	10,100	1,383.00	13,968,300	
日本化薬	111,200	1,856.00	206,387,200	
カーリット	13,900	2,484.00	34,527,600	
ＣＬホールディングス	4,000	1,114.00	4,456,000	
プレステージ・インターナショナル	59,000	690.00	40,710,000	
ハイマックス	4,900	1,310.00	6,419,000	
テクセンドフォトマスク	43,100	3,030.00	130,593,000	

アミューズ	8,700	2,069.00	18,000,300	
野村総合研究所	303,300	4,224.00	1,281,139,200	
ドリームインキュベータ	5,000	2,898.00	14,490,000	
クイック	39,400	854.00	33,647,600	
日本システム技術	14,400	2,401.00	34,574,400	
電通グループ	154,100	2,887.50	444,963,750	
インテージホールディングス	11,700	1,647.00	19,269,900	
テイクアンドギヴ・ニーズ	7,700	804.00	6,190,800	
東邦システムサイエンス	7,300	1,157.00	8,446,100	
ぴあ	7,300	2,750.00	20,075,000	
イオンファンタジー	6,800	2,762.00	18,781,600	
ソースネクスト	80,600	147.00	11,848,200	
シーティーエス	19,600	1,031.00	20,207,600	
メディカルシステムネットワーク	16,000	523.00	8,368,000	
日本精化	9,700	2,600.00	25,220,000	
扶桑化学工業	16,400	8,250.00	135,300,000	
トリケミカル研究所	18,900	3,335.00	63,031,500	
シンプレクス・ホールディングス	123,200	839.00	103,364,800	
ＨＥＲＯＺ	6,100	822.00	5,014,200	
ラクスル	31,000	2,091.00	64,821,000	
メルカリ	66,900	3,224.00	215,685,600	
ＩＰＳ	4,500	2,941.00	13,234,500	
システムサポートホールディングス	10,900	1,366.00	14,889,400	
ＡＤＥＫＡ	60,100	4,954.00	297,735,400	
日油	178,300	3,145.00	560,753,500	
ハリマ化成グループ	12,200	1,015.00	12,383,000	
ボードルア	8,400	1,729.00	14,523,600	
イーソル	10,500	525.00	5,512,500	
ウイングアーク１ｓｔ	16,200	2,972.00	48,146,400	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	6,200	967.00	5,995,400	
サーバーワークス	3,300	2,049.00	6,761,700	
Ｓａｎｓａｎ	51,400	1,178.00	60,549,200	
ギフティ	12,100	1,223.00	14,798,300	
花王	368,200	6,537.00	2,406,923,400	
第一工業製薬	6,100	11,680.00	71,248,000	
石原ケミカル	6,600	2,587.00	17,074,200	
三洋化成工業	9,600	5,690.00	54,624,000	
メドレー	19,000	2,339.00	44,441,000	
ベース	6,500	2,993.00	19,454,500	
ＪＭＤＣ	22,800	3,545.00	80,826,000	
武田薬品工業	1,383,800	5,504.00	7,616,435,200	
アステラス製薬	1,364,100	2,504.00	3,415,706,400	
住友ファーマ	138,500	2,250.50	311,694,250	
塩野義製薬	567,400	3,521.00	1,997,815,400	
日本新薬	40,800	5,110.00	208,488,000	
中外製薬	486,800	9,126.00	4,442,536,800	
科研製薬	23,000	4,185.00	96,255,000	
エーザイ	202,900	4,563.00	925,832,700	
理研ビタミン	13,400	3,260.00	43,684,000	

ロート製薬	164,300	2,602.50	427,590,750	
小野薬品工業	346,900	2,548.00	883,901,200	
久光製薬	34,900	6,450.00	225,105,000	
持田製薬	19,000	3,730.00	70,870,000	
参天製薬	261,600	1,761.00	460,677,600	
扶桑薬品工業	6,000	2,355.00	14,130,000	
ツムラ	53,400	4,096.00	218,726,400	
テルモ	1,030,300	2,080.00	2,143,024,000	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	49,900	3,272.00	163,272,800	
キッセイ薬品工業	24,300	4,565.00	110,929,500	
生化学工業	26,300	668.00	17,568,400	
栄研化学	22,000	2,486.00	54,692,000	
ＪＣＲファーマ	67,700	648.00	43,869,600	
東和薬品	20,900	3,685.00	77,016,500	
富士製薬工業	11,500	2,176.00	25,024,000	
ゼリア新薬工業	21,100	2,178.00	45,955,800	
ネクセラファーマ	68,100	858.00	58,429,800	
第一三共	1,427,900	2,952.00	4,215,160,800	
杏林製薬	31,400	1,661.00	52,155,400	
大幸薬品	32,400	290.00	9,396,000	
ダイト	19,200	1,350.00	25,920,000	
大塚ホールディングス	346,300	9,611.00	3,328,289,300	
ペプチドリーム	75,400	1,521.00	114,683,400	
大日本塗料	17,200	1,438.00	24,733,600	
日本ペイントホールディングス	824,800	1,050.00	866,040,000	
関西ペイント	123,800	2,611.00	323,241,800	
中国塗料	31,900	4,060.00	129,514,000	
藤倉化成	18,000	885.00	15,930,000	
太陽ホールディングス	74,400	5,475.00	407,340,000	
ＤＩＣ	55,200	4,049.00	223,504,800	
サカタインクス	34,500	2,461.00	84,904,500	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	29,100	3,895.00	113,344,500	
アルプス技研	13,300	2,684.00	35,697,200	
サニックスホールディングス	20,100	224.00	4,502,400	
日本空調サービス	17,200	1,441.00	24,785,200	
オリエンタルランド	939,600	2,752.50	2,586,249,000	
フォーカスシステムズ	10,500	1,765.00	18,532,500	
ダスキン	36,200	4,305.00	155,841,000	
パーク２４	109,200	2,188.00	238,929,600	
明光ネットワークジャパン	21,000	721.00	15,141,000	
ファルコホールディングス	6,300	2,683.00	16,902,900	
クレスコ	26,700	1,612.00	43,040,400	
フジ・メディア・ホールディングス	122,200	3,628.00	443,341,600	
ラウンドワン	150,700	1,097.00	165,317,900	
リゾートトラスト	151,000	1,821.00	274,971,000	
オービック	288,700	3,834.00	1,106,875,800	
ジャストシステム	22,400	4,210.00	94,304,000	
ＴＤＣソフト	29,100	1,104.00	32,126,400	
ＬＩＮＥヤフー	2,394,400	424.30	1,015,943,920	
ビー・エム・エル	21,300	4,120.00	87,756,000	

トレンドマイクロ	89,800	5,724.00	514,015,200	
ＩＤホールディングス	10,100	1,961.00	19,806,100	
リソー教育グループ	50,200	209.00	10,491,800	
日本オラクル	29,700	9,637.00	286,218,900	
早稲田アカデミー	7,700	2,041.00	15,715,700	
アルファシステムズ	5,000	3,755.00	18,775,000	
ＮＳグループ	20,400	1,490.00	30,396,000	
フューチャー	33,300	1,803.00	60,039,900	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	9,600	2,010.00	19,296,000	
ユー・エス・エス	302,300	1,732.00	523,583,600	
オービックビジネスコンサルタント	26,300	6,042.00	158,904,600	
アイティフォー	16,200	1,685.00	27,297,000	
東計電算	4,400	4,250.00	18,700,000	
サイバーエージェント	323,300	1,358.50	439,203,050	
楽天グループ	1,256,600	951.10	1,195,152,260	
クリーク・アンド・リバー社	9,400	1,491.00	14,015,400	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	29,800	622.00	18,535,600	
テー・オー・ダブリュー	28,400	375.00	10,650,000	
大塚商会	176,300	3,017.00	531,897,100	
サイボウズ	21,400	2,130.00	45,582,000	
山田コンサルティンググループ	6,900	1,699.00	11,723,100	
セントラルスポーツ	5,900	2,463.00	14,531,700	
パラカ	4,300	2,010.00	8,643,000	
電通総研	56,600	2,137.00	120,954,200	
デジタルガレージ	22,100	2,291.00	50,631,100	
イーエムシステムズ	20,500	739.00	15,149,500	
ウェザーニューズ	11,000	4,080.00	44,880,000	
ＣＩＪ	37,600	500.00	18,800,000	
ビジネスエンジニアリング	18,300	1,358.00	24,851,400	
ＷＯＷＯＷ	11,700	1,351.00	15,806,700	
スカラ	14,500	373.00	5,408,500	
フルキャストホールディングス	12,300	1,723.00	21,192,900	
エン	26,000	1,441.00	37,466,000	
セルソース	9,300	413.00	3,840,900	
あすか製薬ホールディングス	15,100	2,400.00	36,240,000	
サワイグループホールディングス	80,300	2,402.50	192,920,750	
富士フイルムホールディングス	937,700	3,053.00	2,862,798,100	
コニカミノルタ	349,800	603.60	211,139,280	
資生堂	301,400	2,858.00	861,401,200	
ライオン	178,500	1,710.00	305,235,000	
高砂香料工業	58,400	1,550.00	90,520,000	
マンダム	33,600	3,160.00	106,176,000	
ミルボン	25,000	2,734.00	68,350,000	
コーセーホールディングス	35,100	5,893.00	206,844,300	
コタ	17,300	1,284.00	22,213,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	79,700	1,387.00	110,543,900	
ノエビアホールディングス	13,900	4,625.00	64,287,500	
新日本製薬	8,900	2,090.00	18,601,000	
Ｉ－ｎｅ	4,100	1,370.00	5,617,000	

アクシージア	9,900	381.00	3,771,900	
エステー	14,700	1,561.00	22,946,700	
コニシ	49,000	1,364.00	66,836,000	
長谷川香料	29,700	2,738.00	81,318,600	
小林製薬	40,800	5,320.00	217,056,000	
荒川化学工業	13,200	1,463.00	19,311,600	
メック	11,400	6,080.00	69,312,000	
日本高純度化学	3,900	4,950.00	19,305,000	
タカラバイオ	41,800	793.00	33,147,400	
ＪＣＵ	16,900	5,700.00	96,330,000	
ＯＡＴアグリオ	5,700	2,166.00	12,346,200	
デクセリアルズ	133,000	3,095.00	411,635,000	
アース製薬	14,200	4,990.00	70,858,000	
北興化学工業	11,500	1,766.00	20,309,000	
大成ラミックグループ	4,500	2,674.00	12,033,000	
クミアイ化学工業	69,400	709.00	49,204,600	
日本農薬	23,800	1,026.00	24,418,800	
ニチレキグループ	16,600	2,496.00	41,433,600	
ユシロ	8,100	3,120.00	25,272,000	
ＪＸ金属	444,200	2,690.00	1,194,898,000	
出光興産	672,500	1,426.00	958,985,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,197,300	1,423.00	3,126,757,900	
コスモエネルギーホールディングス	86,200	4,558.00	392,899,600	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	24,800	4,230.00	104,904,000	
日本ビジネスシステムズ	8,400	1,545.00	12,978,000	
テスホールディングス	36,900	385.00	14,206,500	
インフロニア・ホールディングス	159,300	2,654.50	422,861,850	
横浜ゴム	86,900	6,651.00	577,971,900	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	98,300	4,541.00	446,380,300	
ブリヂストン	910,600	3,755.00	3,419,303,000	
住友ゴム工業	167,800	2,707.50	454,318,500	
藤倉コンポジット	12,800	2,427.00	31,065,600	
オカモト	8,000	5,680.00	45,440,000	
アキレス	8,400	1,569.00	13,179,600	
フコク	8,200	2,072.00	16,990,400	
ニッタ	15,400	4,235.00	65,219,000	
三ツ星ベルト	19,800	4,100.00	81,180,000	
バンドー化学	23,100	2,240.00	51,744,000	
ＡＧＣ	151,300	6,230.00	942,599,000	
日本板硝子	84,000	601.00	50,484,000	
有沢製作所	27,200	2,220.00	60,384,000	
日本電気硝子	51,900	6,228.00	323,233,200	
オハラ	5,900	1,087.00	6,413,300	
住友大阪セメント	26,000	4,424.00	115,024,000	
太平洋セメント	95,900	4,528.00	434,235,200	
日本ヒューム	27,200	1,626.00	44,227,200	
日本コンクリート工業	30,400	350.00	10,640,000	
三谷セキサン	5,400	7,920.00	42,768,000	
アジアパイルホールディングス	24,400	1,525.00	37,210,000	
東海カーボン	156,500	1,107.00	173,245,500	

日本カーボン	8,900	4,815.00	42,853,500	
東洋炭素	13,400	5,790.00	77,586,000	
ノリタケ	16,300	6,640.00	108,232,000	
ＴＯＴＯ	96,400	5,776.00	556,806,400	
日本碍子	172,800	4,106.00	709,516,800	
日本特殊陶業	127,100	6,743.00	857,035,300	
ＭＡＲＵＷＡ	6,400	47,760.00	305,664,000	
品川リフラ	19,100	2,265.00	43,261,500	
黒崎播磨	12,700	4,205.00	53,403,500	
ヨータイ	9,100	1,905.00	17,335,500	
フジミインコーポレーテッド	46,500	2,971.00	138,151,500	
ニチアス	43,200	8,465.00	365,688,000	
日本製鉄	4,362,400	672.90	2,935,458,960	
神戸製鋼所	321,700	2,278.50	732,993,450	
中山製鋼所	33,200	626.00	20,783,200	
合同製鐵	9,000	4,040.00	36,360,000	
ＪＦＥホールディングス	519,100	2,265.50	1,176,021,050	
東京製鐵	44,700	1,615.00	72,190,500	
共英製鋼	18,300	2,546.00	46,591,800	
大和工業	28,700	12,845.00	368,651,500	
東京鐵鋼	6,500	6,430.00	41,795,000	
大阪製鐵	7,300	2,619.00	19,118,700	
ヨドコウ	92,400	1,442.00	133,240,800	
中部鋼鈑	14,700	2,355.00	34,618,500	
丸一鋼管	160,900	1,615.00	259,853,500	
モリ工業	18,100	1,009.00	18,262,900	
大同特殊鋼	113,300	2,046.00	231,811,800	
日本冶金工業	10,800	4,820.00	52,056,000	
愛知製鋼	29,900	3,330.00	99,567,000	
大平洋金属	13,700	2,934.00	40,195,800	
新日本電工	87,900	404.00	35,511,600	
栗本鐵工所	37,000	1,630.00	60,310,000	
日本製鋼所	47,400	9,456.00	448,214,400	
三菱製鋼	11,000	1,925.00	21,175,000	
日本精線	12,800	1,264.00	16,179,200	
エンビプロ・ホールディングス	14,100	900.00	12,690,000	
大紀アルミニウム工業所	23,000	1,390.00	31,970,000	
日本軽金属ホールディングス	46,900	3,055.00	143,279,500	
三井金属	40,000	22,595.00	903,800,000	
東邦亜鉛	13,400	1,536.00	20,582,400	
三菱マテリアル	106,800	4,776.00	510,076,800	
住友金属鉱山	219,200	9,458.00	2,073,193,600	
ＤＯＷＡホールディングス	43,100	9,429.00	406,389,900	
古河機械金属	19,000	5,190.00	98,610,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	27,700	2,500.00	69,250,000	
東邦チタニウム	28,900	1,885.00	54,476,500	
ＵＡＣＪ	96,700	2,819.00	272,597,300	
ＣＫサンエツ	3,100	4,510.00	13,981,000	
古河電気工業	53,300	17,500.00	932,750,000	
住友電気工業	552,400	8,367.00	4,621,930,800	

フジクラ	205,800	21,955.00	4,518,339,000	
ＳＷＣＣ	23,300	13,230.00	308,259,000	
平河ヒューテック	9,200	3,735.00	34,362,000	
いよぎんホールディングス	199,900	3,225.00	644,677,500	
しずおかフィナンシャルグループ	336,400	2,889.50	972,027,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	128,600	3,314.00	426,180,400	
楽天銀行	80,900	7,678.00	621,150,200	
京都フィナンシャルグループ	209,700	3,938.00	825,798,600	
リョービ	19,000	2,900.00	55,100,000	
ＡＲＥホールディングス	64,700	3,980.00	257,506,000	
東洋製罐グループホールディングス	79,900	4,062.00	324,553,800	
ホッカンホールディングス	8,500	2,319.00	19,711,500	
コロナ	9,000	978.00	8,802,000	
横河ブリッジホールディングス	27,500	3,230.00	88,825,000	
三和ホールディングス	153,800	3,786.00	582,286,800	
文化シヤッター	50,200	2,075.00	104,165,000	
三協立山	20,000	668.00	13,360,000	
アルインコ	12,300	1,136.00	13,972,800	
ＬＩＸＩＬ	250,000	1,880.50	470,125,000	
ノーリツ	28,100	2,152.00	60,471,200	
長府製作所	15,800	2,035.00	32,153,000	
リンナイ	81,800	4,305.00	352,149,000	
ユニプレス	28,700	1,456.00	41,787,200	
日東精工	21,000	750.00	15,750,000	
岡部	28,500	1,004.00	28,614,000	
ジーテクト	20,300	1,984.00	40,275,200	
東プレ	28,200	2,695.00	75,999,000	
高周波熱錬	24,200	1,407.00	34,049,400	
東京製綱	9,600	1,740.00	16,704,000	
サンコール	15,800	1,015.00	16,037,000	
パイオラックス	17,200	1,793.00	30,839,600	
エイチワン	16,400	1,488.00	24,403,200	
日本発条	120,500	3,056.00	368,248,000	
中央発條	10,400	3,525.00	36,660,000	
三浦工業	72,600	3,400.00	246,840,000	
タクマ	46,800	2,609.00	122,101,200	
弁護士ドットコム	5,900	2,519.00	14,862,100	
アイ・アールジャパンホールディングス	8,300	854.00	7,088,200	
ＫｅｅＰｅｒ技研	9,900	3,220.00	31,878,000	
Ｇｕｎｏｓｙ	12,600	562.00	7,081,200	
イー・ガーディアン	4,900	1,651.00	8,089,900	
ジャパンマテリアル	48,800	1,730.00	84,424,000	
ベクトル	21,800	1,470.00	32,046,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	13,300	1,400.00	18,620,000	
キャリアリンク	5,800	2,730.00	15,834,000	
ＩＢＪ	12,200	732.00	8,930,400	
アサンテ	7,600	1,615.00	12,274,000	
バリューＨＲ	14,300	1,423.00	20,348,900	
M&Aキャピタルパートナーズ	12,900	3,470.00	44,763,000	

ライドオンエクスプレスホールディングス	6,300	1,045.00	6,583,500	
シグマクシス・ホールディングス	44,900	672.00	30,172,800	
ウィルグループ	14,800	1,217.00	18,011,600	
リクルートホールディングス	1,178,900	7,153.00	8,432,671,700	
エラン	14,100	694.00	9,785,400	
ツガミ	33,400	3,500.00	116,900,000	
オークマ	27,300	4,420.00	120,666,000	
芝浦機械	18,700	4,240.00	79,288,000	
アマダ	228,300	2,315.00	528,514,500	
アイダエンジニアリング	29,600	1,257.00	37,207,200	
ＦＵＪＩ	62,400	3,997.00	249,412,800	
牧野フライス製作所	15,800	11,690.00	184,702,000	
オーエスジー	55,800	2,726.50	152,138,700	
旭ダイヤモンド工業	37,600	979.00	36,810,400	
ＤＭＧ森精機	107,300	3,113.00	334,024,900	
ソディック	38,100	1,141.00	43,472,100	
ディスコ	75,500	72,230.00	5,453,365,000	
日東工器	5,500	1,830.00	10,065,000	
日進工具	13,200	916.00	12,091,200	
冨士ダイス	11,600	1,195.00	13,862,000	
日本郵政	1,435,300	2,050.00	2,942,365,000	
ベルシステム２４ホールディングス	21,600	1,422.00	30,715,200	
鎌倉新書	15,900	557.00	8,856,300	
エアトリ	13,000	745.00	9,685,000	
アトラエ	11,900	689.00	8,199,100	
ストライク	7,800	3,995.00	31,161,000	
ソラスト	38,500	972.00	37,422,000	
セラク	4,800	1,615.00	7,752,000	
インソース	34,600	710.00	24,566,000	
豊田自動織機	132,300	19,740.00	2,611,602,000	
リケンＮＰＲ	18,000	3,830.00	68,940,000	
島精機製作所	25,000	973.00	24,325,000	
オプトラン	25,800	2,148.00	55,418,400	
イワキ	10,500	2,740.00	28,770,000	
フリュー	16,400	1,052.00	17,252,800	
ヤマシンフィルタ	32,500	639.00	20,767,500	
日阪製作所	18,400	1,659.00	30,525,600	
やまびこ	25,700	3,535.00	90,849,500	
野村マイクロ・サイエンス	28,200	3,430.00	96,726,000	
平田機工	22,500	2,853.00	64,192,500	
ＰＥＧＡＳＵＳ	17,300	766.00	13,251,800	
マルマエ	6,000	3,110.00	18,660,000	
タツモ	10,400	2,722.00	28,308,800	
ナブテスコ	89,000	4,567.00	406,463,000	
三井海洋開発	39,600	15,260.00	604,296,000	
レオン自動機	18,100	1,607.00	29,086,700	
ＳＭＣ	44,400	66,610.00	2,957,484,000	
ホソカワミクロン	11,800	6,520.00	76,936,000	
ユニオンツール	6,800	11,450.00	77,860,000	

瑞光	13,300	1,024.00	13,619,200	
オイレス工業	19,300	2,511.00	48,462,300	
日精エー・エス・ビー機械	6,000	6,580.00	39,480,000	
サトー	21,400	2,395.00	51,253,000	
技研製作所	14,100	2,187.00	30,836,700	
日本エアーテック	7,300	1,323.00	9,657,900	
日精樹脂工業	10,300	901.00	9,280,300	
ワイエイシイホールディングス	13,600	1,117.00	15,191,200	
小松製作所	755,200	7,474.00	5,644,364,800	
住友重機械工業	92,600	5,416.00	501,521,600	
日立建機	62,400	6,500.00	405,600,000	
日工	30,200	872.00	26,334,400	
巴工業	17,400	2,060.00	35,844,000	
井関農機	14,700	1,867.00	27,444,900	
ＴＯＷＡ	56,700	2,903.00	164,600,100	
北川鉄工所	6,100	1,871.00	11,413,100	
ローツェ	92,000	3,480.00	320,160,000	
クボタ	792,300	2,698.00	2,137,625,400	
荏原実業	16,400	2,225.00	36,490,000	
東洋エンジニアリング	22,400	6,220.00	139,328,000	
三菱化工機	16,500	3,540.00	58,410,000	
月島ホールディングス	20,900	3,170.00	66,253,000	
帝国電機製作所	10,800	3,190.00	34,452,000	
新東工業	31,600	1,162.00	36,719,200	
澁谷工業	14,700	3,725.00	54,757,500	
アイチコーポレーション	26,000	1,382.00	35,932,000	
小森コーポレーション	37,200	1,767.00	65,732,400	
鶴見製作所	22,100	2,372.00	52,421,200	
酒井重工業	6,100	2,281.00	13,914,100	
荏原製作所	321,600	5,196.00	1,671,033,600	
酉島製作所	11,700	2,302.00	26,933,400	
ＡＩＲＭＡＮ	15,700	2,135.00	33,519,500	
ダイキン工業	204,000	18,550.00	3,784,200,000	
オルガノ	21,500	14,330.00	308,095,000	
トーヨーカネツ	13,000	2,738.00	35,594,000	
栗田工業	94,400	7,799.00	736,225,600	
椿本チエイン	67,800	2,563.00	173,771,400	
日機装	36,100	1,923.00	69,420,300	
木村化工機	11,900	1,307.00	15,553,300	
レイズネクスト	22,000	2,656.00	58,432,000	
アネスト岩田	29,000	1,774.00	51,446,000	
ダイフク	264,300	5,943.00	1,570,734,900	
サムコ	4,200	5,350.00	22,470,000	
タダノ	82,600	1,292.00	106,719,200	
ＣＫＤ	47,200	4,425.00	208,860,000	
平和	46,300	2,004.00	92,785,200	
理想科学工業	25,200	1,262.00	31,802,400	
ＳＡＮＫＹＯ	165,800	2,324.50	385,402,100	
日本金銭機械	19,000	1,141.00	21,679,000	
マースグループホールディングス	13,200	3,250.00	42,900,000	

ガリレイ	23,100	3,640.00	84,084,000	
ダイコク電機	7,700	2,833.00	21,814,100	
竹内製作所	28,300	7,250.00	205,175,000	
アマノ	41,300	4,073.00	168,214,900	
ＪＵＫＩ	24,400	567.00	13,834,800	
ジャノメ	11,500	1,265.00	14,547,500	
ブラザー工業	194,200	3,108.00	603,573,600	
マックス	21,600	6,700.00	144,720,000	
モリタホールディングス	24,600	2,861.00	70,380,600	
グローリー	41,000	4,059.00	166,419,000	
新晃工業	42,000	1,569.00	65,898,000	
大和冷機工業	24,100	1,615.00	38,921,500	
セガサミーホールディングス	128,300	2,355.00	302,146,500	
ＴＰＲ	35,800	1,411.00	50,513,800	
ツバキ・ナカシマ	36,400	326.00	11,866,400	
ホシザキ	100,800	5,301.00	534,340,800	
大豊工業	12,000	901.00	10,812,000	
日本精工	289,700	1,258.00	364,442,600	
ＮＴＮ	415,700	412.00	171,268,400	
ジェイテクト	147,900	1,998.50	295,578,150	
不二越	11,500	5,150.00	59,225,000	
ミネベアミツミ	272,400	3,498.00	952,855,200	
日本トムソン	42,600	985.00	41,961,000	
ＴＨＫ	82,900	5,083.00	421,380,700	
ＹＵＳＨＩＮ	12,500	815.00	10,187,500	
前澤給装工業	11,400	1,706.00	19,448,400	
イーグル工業	17,300	3,430.00	59,339,000	
ＰＩＬＬＡＲ	14,500	6,860.00	99,470,000	
キッツ	55,900	2,194.00	122,644,600	
日立製作所	3,984,900	5,818.00	23,184,148,200	
三菱電機	1,715,500	5,753.00	9,869,271,500	
富士電機	112,500	11,040.00	1,242,000,000	
安川電機	170,200	5,247.00	893,039,400	
シンフォニア　テクノロジー	17,300	11,420.00	197,566,000	
明電舎	29,000	6,890.00	199,810,000	
山洋電気	18,100	4,490.00	81,269,000	
デンヨー	11,400	3,805.00	43,377,000	
ＰＨＣホールディングス	29,400	1,106.00	32,516,400	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	179,500	6,410.00	1,150,595,000	
ソシオネクスト	135,600	2,111.00	286,251,600	
ベイカレント	117,200	4,926.00	577,327,200	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	3,600	1,159.00	4,172,400	
アイモバイル	23,600	524.00	12,366,400	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	10,200	1,057.00	10,781,400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	134,200	1,658.50	222,570,700	
エル・ティー・エス	2,200	1,944.00	4,276,800	
ミダックホールディングス	8,100	2,122.00	17,188,200	
キュービーネットホールディングス	7,700	1,408.00	10,841,600	

オープングループ	21,900	227.00	4,971,300	
三櫻工業	23,700	882.00	20,903,400	
マキタ	194,800	5,958.00	1,160,618,400	
東芝テック	20,000	2,788.00	55,760,000	
芝浦メカトロニクス	9,700	26,600.00	258,020,000	
マブチモーター	151,200	1,530.00	231,336,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	10,100	346.00	3,494,600	
トレックス・セミコンダクター	6,000	1,577.00	9,462,000	
東光高岳	8,500	5,150.00	43,775,000	
ダブル・スコープ	51,200	166.00	8,499,200	
宮越ホールディングス	6,800	882.00	5,997,600	
ダイヘン	14,600	13,210.00	192,866,000	
ヤーマン	30,400	701.00	21,310,400	
ＪＶＣケンウッド	123,600	1,240.00	153,264,000	
ミマキエンジニアリング	13,000	1,879.00	24,427,000	
大崎電気工業	29,900	1,506.00	45,029,400	
オムロン	131,500	4,921.00	647,111,500	
日東工業	18,800	4,350.00	81,780,000	
ＩＤＥＣ	20,000	3,060.00	61,200,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	64,100	4,250.00	272,425,000	
ＢＵＦＦＡＬＯ	4,200	4,680.00	19,656,000	
テクノメディカ	3,100	2,420.00	7,502,000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,300	606.00	3,817,800	
日本電気	1,028,400	4,508.00	4,636,027,200	
富士通	1,441,200	4,016.00	5,787,859,200	
沖電気工業	75,900	2,605.00	197,719,500	
電気興業	5,700	2,871.00	16,364,700	
サンケン電気	16,000	8,250.00	132,000,000	
アイホン	8,200	2,875.00	23,575,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,518,500	3,103.00	4,711,905,500	
セイコーエプソン	194,800	2,109.50	410,930,600	
ワコム	94,000	862.00	81,028,000	
アルバック	40,100	8,685.00	348,268,500	
アクセル	7,100	1,261.00	8,953,100	
ＥＩＺＯ	22,100	2,189.00	48,376,900	
ジャパンディスプレイ	900,100	24.00	21,602,400	
日本信号	39,600	1,623.00	64,270,800	
京三製作所	36,500	740.00	27,010,000	
能美防災	21,200	3,885.00	82,362,000	
ホーチキ	12,200	5,240.00	63,928,000	
エレコム	37,400	1,687.00	63,093,800	
パナソニック　ホールディングス	1,850,300	2,470.50	4,571,166,150	
シャープ	188,600	748.30	141,129,380	
アンリツ	102,500	2,468.00	252,970,000	
ソニーグループ	5,348,900	3,455.00	18,480,449,500	
ＴＤＫ	1,352,500	2,270.50	3,070,851,250	
帝国通信工業	6,700	2,850.00	19,095,000	
タムラ製作所	62,500	644.00	40,250,000	
アルプスアルパイン	120,700	2,152.00	259,746,400	

日本電波工業	18,800	1,090.00	20,492,000	
鈴木	8,300	2,665.00	22,119,500	
メイコー	14,000	16,140.00	225,960,000	
日本トリム	3,600	5,130.00	18,468,000	
フォスター電機	14,500	3,085.00	44,732,500	
ＳＭＫ	3,800	2,989.00	11,358,200	
ヨコオ	13,900	2,601.00	36,153,900	
ホシデン	31,400	2,730.00	85,722,000	
ヒロセ電機	22,800	20,475.00	466,830,000	
日本航空電子工業	36,700	2,591.00	95,089,700	
ＴＯＡ	15,800	1,817.00	28,708,600	
マクセル	32,700	2,235.00	73,084,500	
古野電気	20,300	6,940.00	140,882,000	
スミダコーポレーション	26,800	1,162.00	31,141,600	
アイコム	5,900	3,055.00	18,024,500	
リオン	6,400	2,864.00	18,329,600	
横河電機	171,300	4,969.00	851,189,700	
新電元工業	6,500	3,985.00	25,902,500	
アズビル	376,600	1,254.50	472,444,700	
日本光電工業	128,900	1,743.50	224,737,150	
チノー	12,900	1,477.00	19,053,300	
日本電子材料	9,600	6,030.00	57,888,000	
堀場製作所	29,300	19,875.00	582,337,500	
アドバンテスト	488,600	27,355.00	13,365,653,000	
エスペック	15,200	3,875.00	58,900,000	
キーエンス	155,100	55,320.00	8,580,132,000	
日置電機	8,100	6,680.00	54,108,000	
シスメックス	401,500	1,520.50	610,480,750	
日本マイクロニクス	25,600	9,900.00	253,440,000	
メガチップス	9,900	8,940.00	88,506,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	8,500	3,845.00	32,682,500	
デンソー	1,519,200	2,137.50	3,247,290,000	
コーセル	19,000	1,169.00	22,211,000	
イリソ電子工業	12,800	3,515.00	44,992,000	
オプテックスグループ	26,300	2,466.00	64,855,800	
千代田インテグレ	3,900	3,380.00	13,182,000	
レーザーテック	65,600	31,300.00	2,053,280,000	
スタンレー電気	79,300	3,117.00	247,178,100	
ウシオ電機	64,400	2,973.00	191,461,200	
日本セラミック	12,600	3,660.00	46,116,000	
山一電機	15,200	8,720.00	132,544,000	
図研	12,900	4,630.00	59,727,000	
日本電子	35,900	6,217.00	223,190,300	
カシオ計算機	124,000	1,613.50	200,074,000	
ファナック	740,500	6,728.00	4,982,084,000	
日本シイエムケイ	49,500	619.00	30,640,500	
エンプラス	4,500	13,780.00	62,010,000	
大真空	22,400	612.00	13,708,800	
ローム	304,400	2,586.00	787,178,400	
浜松ホトニクス	259,100	1,714.00	444,097,400	

三井ハイテック	80,100	787.00	63,038,700	
京セラ	963,400	2,670.00	2,572,278,000	
太陽誘電	83,000	3,901.00	323,783,000	
村田製作所	1,479,800	3,269.00	4,837,466,200	
双葉電子工業	32,000	710.00	22,720,000	
日東電工	472,100	3,590.00	1,694,839,000	
東海理化電機製作所	41,500	3,225.00	133,837,500	
ニチコン	40,600	1,835.00	74,501,000	
日本ケミコン	19,400	1,611.00	31,253,400	
ＫＯＡ	28,200	1,595.00	44,979,000	
三井Ｅ＆Ｓ	77,800	7,111.00	553,235,800	
カナデビア	128,300	1,091.00	139,975,300	
三菱重工業	2,934,200	4,970.00	14,582,974,000	
川崎重工業	116,900	16,955.00	1,982,039,500	
ＩＨＩ	816,200	4,288.00	3,499,865,600	
名村造船所	48,300	4,685.00	226,285,500	
マネジメントソリューションズ	8,800	1,289.00	11,343,200	
プロレド・パートナーズ	3,900	516.00	2,012,400	
フロンティア・マネジメント	5,000	588.00	2,940,000	
アンビスホールディングス	34,200	497.00	16,997,400	
カーブスホールディングス	43,600	763.00	33,266,800	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,900	1,470.00	8,673,000	
日本車輌製造	5,900	4,260.00	25,134,000	
三菱ロジスネクスト	24,900	1,538.00	38,296,200	
ユニゾルホールディングス	14,100	2,369.00	33,402,900	
ヤマエグループホールディングス	16,100	3,145.00	50,634,500	
ＦＰＧ	48,600	2,121.00	103,080,600	
ライフネット生命保険	24,500	2,025.00	49,612,500	
全国保証	87,800	3,145.00	276,131,000	
めぶきフィナンシャルグループ	714,000	1,309.50	934,983,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	24,800	2,406.00	59,668,800	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	19,500	11,330.00	220,935,000	
九州フィナンシャルグループ	295,600	1,339.50	395,956,200	
かんぽ生命保険	172,500	5,211.00	898,897,500	
ゆうちょ銀行	1,658,900	3,040.00	5,043,056,000	
富山第一銀行	48,500	2,764.00	134,054,000	
横浜フィナンシャルグループ	796,400	1,632.00	1,299,724,800	
ジェイリース	11,500	1,440.00	16,560,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,400	4,305.00	402,087,000	
ＳＢＩアルヒ	15,600	927.00	14,461,200	
プレミアグループ	26,000	1,778.00	46,228,000	
日産自動車	2,368,900	403.10	954,903,590	
いすゞ自動車	413,800	2,740.50	1,134,018,900	
トヨタ自動車	8,242,900	3,729.00	30,737,774,100	
日野自動車	233,200	478.00	111,469,600	
三菱自動車工業	592,700	425.30	252,075,310	
武蔵精密工業	34,200	2,509.00	85,807,800	
日産車体	23,700	1,026.00	24,316,200	

新明和工業	44,700	2,527.00	112,956,900	
極東開発工業	25,700	3,390.00	87,123,000	
トピー工業	11,200	3,385.00	37,912,000	
ティラド	2,800	11,630.00	32,564,000	
曙ブレーキ工業	94,900	127.00	12,052,300	
タチエス	28,500	2,238.00	63,783,000	
ＮＯＫ	57,600	3,185.00	183,456,000	
フタバ産業	41,600	1,093.00	45,468,800	
カヤバ	26,300	4,760.00	125,188,000	
市光工業	33,800	547.00	18,488,600	
大同メタル工業	30,300	1,109.00	33,602,700	
プレス工業	63,800	909.00	57,994,200	
太平洋工業	36,100	3,020.00	109,022,000	
アイシン	396,100	2,843.00	1,126,112,300	
マツダ	512,900	1,212.00	621,634,800	
本田技研工業	3,367,700	1,635.00	5,506,189,500	
スズキ	1,139,100	2,261.00	2,575,505,100	
ＳＵＢＡＲＵ	467,600	3,044.00	1,423,374,400	
ヤマハ発動機	767,300	1,087.50	834,438,750	
小糸製作所	160,700	2,641.00	424,408,700	
エクセディ	25,400	5,810.00	147,574,000	
ミツバ	29,300	1,484.00	43,481,200	
豊田合成	51,800	5,104.00	264,387,200	
愛三工業	25,800	2,185.00	56,373,000	
ヨロズ	14,600	1,060.00	15,476,000	
エフ・シー・シー	30,200	3,750.00	113,250,000	
シマノ	65,200	18,510.00	1,206,852,000	
テイ・エス　テック	57,500	1,952.50	112,268,750	
三十三フィナンシャルグループ	14,800	5,790.00	85,692,000	
第四北越フィナンシャルグループ	143,800	1,977.00	284,292,600	
ひろぎんホールディングス	212,500	1,930.50	410,231,250	
おきなわフィナンシャルグループ	13,000	5,710.00	74,230,000	
ダイレクトマーケティングミックス	16,700	315.00	5,260,500	
ポピンズ	2,400	1,407.00	3,376,800	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	14,600	1,305.00	19,053,000	
十六フィナンシャルグループ	21,400	9,400.00	201,160,000	
ＣＣＩグループ	159,400	966.00	153,980,400	
ネットプロテクションズホールディングス	46,200	451.00	20,836,200	
プロクレアホールディングス	18,700	2,810.00	52,547,000	
ＦＰパートナー	6,600	2,355.00	15,543,000	
あいちフィナンシャルグループ	31,300	6,080.00	190,304,000	
小野建	17,600	1,461.00	25,713,600	
ノジマ	160,700	1,078.00	173,234,600	
佐鳥電機	10,400	1,920.00	19,968,000	
カッパ・クリエイト	25,900	1,619.00	41,932,100	
伯東	9,800	4,260.00	41,748,000	
コンドーテック	13,800	1,530.00	21,114,000	
ナガイレーベン	17,900	1,812.00	32,434,800	
良品計画	358,200	3,245.00	1,162,359,000	

松田産業	12,500	6,650.00	83,125,000	
第一興商	54,300	1,696.00	92,092,800	
メディパルホールディングス	175,300	2,925.00	512,752,500	
アドヴァングループ	10,700	949.00	10,154,300	
ＳＰＫ	6,500	2,542.00	16,523,000	
萩原電気ホールディングス	7,000	3,775.00	26,425,000	
アルビス	5,300	2,677.00	14,188,100	
アズワン	52,400	2,363.50	123,847,400	
スズデン	9,400	1,740.00	16,356,000	
シモジマ	12,400	1,413.00	17,521,200	
ドウシシャ	19,400	3,360.00	65,184,000	
高速	11,000	3,110.00	34,210,000	
Ｇ－７ホールディングス	18,000	1,500.00	27,000,000	
たけびし	6,200	2,390.00	14,818,000	
イオン北海道	48,600	941.00	45,732,600	
コジマ	27,000	1,251.00	33,777,000	
コーナン商事	18,100	3,980.00	72,038,000	
エコス	6,000	3,150.00	18,900,000	
ワタミ	19,700	973.00	19,168,100	
リックス	4,100	3,890.00	15,949,000	
システムソフト	54,100	65.00	3,516,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,658,100	975.00	1,616,647,500	
丸文	14,700	1,277.00	18,771,900	
西松屋チェーン	36,300	2,215.00	80,404,500	
ゼンショーホールディングス	83,900	9,042.00	758,623,800	
ハピネット	22,300	2,812.00	62,707,600	
幸楽苑	15,700	1,161.00	18,227,700	
橋本総業ホールディングス	5,700	1,394.00	7,945,800	
日本ライフライン	41,400	1,412.00	58,456,800	
サイゼリヤ	21,200	6,600.00	139,920,000	
タカショー	13,300	397.00	5,280,100	
ＶＴホールディングス	63,900	557.00	35,592,300	
アルゴグラフィックス	55,800	1,517.00	84,648,600	
魚力	5,700	2,328.00	13,269,600	
ＩＤＯＭ	49,500	1,511.00	74,794,500	
日本エム・ディ・エム	12,300	487.00	5,990,100	
ユナイテッドアローズ	17,500	2,573.00	45,027,500	
進和	9,600	3,195.00	30,672,000	
ダイトロン	13,400	2,661.00	35,657,400	
ハイデイ日高	26,600	3,235.00	86,051,000	
シークス	26,300	1,378.00	36,241,400	
コロワイド	92,600	1,809.00	167,513,400	
オーハシテクニカ	15,200	1,194.00	18,148,800	
壱番屋	64,800	914.00	59,227,200	
白銅	4,700	2,394.00	11,251,800	
スギホールディングス	88,100	3,538.00	311,697,800	
薬王堂ホールディングス	9,200	2,051.00	18,869,200	
ダブルエー	6,600	1,316.00	8,685,600	
島津製作所	206,000	4,258.00	877,148,000	

ＪＭＳ	14,300	437.00	6,249,100	
長野計器	10,200	2,928.00	29,865,600	
ブイ・テクノロジー	7,600	3,510.00	26,676,000	
東京計器	12,900	7,700.00	99,330,000	
愛知時計電機	7,400	3,200.00	23,680,000	
インターアクション	8,000	1,490.00	11,920,000	
東京精密	29,400	15,820.00	465,108,000	
マニー	62,000	1,603.00	99,386,000	
ニコン	193,500	1,954.00	378,099,000	
オリンパス	840,100	1,938.50	1,628,533,850	
理研計器	22,000	3,390.00	74,580,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	55,400	21,340.00	1,182,236,000	
タムロン	79,200	992.00	78,566,400	
ＨＯＹＡ	298,500	27,385.00	8,174,422,500	
ノーリツ鋼機	43,600	2,309.00	100,672,400	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	21,000	2,568.00	53,928,000	
朝日インテック	184,600	2,551.50	471,006,900	
キヤノン	696,100	4,908.00	3,416,458,800	
リコー	363,300	1,543.00	560,571,900	
シチズン時計	128,200	1,416.00	181,531,200	
メニコン	57,800	1,680.00	97,104,000	
トランザクション	16,700	1,252.00	20,908,400	
ニホンフラッシュ	14,600	845.00	12,337,000	
前田工繊	31,600	1,979.00	62,536,400	
アートネイチャー	14,100	837.00	11,801,700	
フルヤ金属	14,700	4,995.00	73,426,500	
バンダイナムコホールディングス	414,600	4,134.00	1,713,956,400	
ＳＨＯＥＩ	40,500	1,738.00	70,389,000	
フランスベッドホールディングス	22,200	1,308.00	29,037,600	
マーベラス	28,800	503.00	14,486,400	
パイロットコーポレーション	23,700	5,099.00	120,846,300	
萩原工業	10,400	1,729.00	17,981,600	
エイベックス	26,600	1,173.00	31,201,800	
フジシールインターナショナル	31,400	3,340.00	104,876,000	
タカラトミー	76,000	2,703.00	205,428,000	
広済堂ホールディングス	50,100	508.00	25,450,800	
レック	15,600	1,023.00	15,958,800	
三光合成	19,500	1,031.00	20,104,500	
プロネクサス	16,100	1,195.00	19,239,500	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	187,900	4,922.00	924,843,800	
大日本印刷	334,500	3,079.00	1,029,925,500	
共同印刷	15,700	1,676.00	26,313,200	
ＮＩＳＳＨＡ	27,800	1,369.00	38,058,200	
ＺＡＣＲＯＳ	49,200	1,352.00	66,518,400	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	8,300	4,300.00	35,690,000	
前澤化成工業	10,000	2,333.00	23,330,000	
未来工業	7,400	3,455.00	25,567,000	
アシックス	596,300	3,899.00	2,324,973,700	
ツツミ	3,700	2,970.00	10,989,000	
ＪＳＰ	11,000	2,779.00	30,569,000	

ニチハ	18,000	3,550.00	63,900,000	
ローランド	12,300	3,905.00	48,031,500	
エフピコ	29,400	2,755.00	80,997,000	
小松ウオール工業	11,400	2,943.00	33,550,200	
ヤマハ	262,500	1,217.00	319,462,500	
河合楽器製作所	4,200	2,871.00	12,058,200	
クリナップ	17,500	919.00	16,082,500	
ピジョン	91,600	1,651.50	151,277,400	
キングジム	13,900	814.00	11,314,600	
象印マホービン	42,000	1,600.00	67,200,000	
リンテック	33,700	5,090.00	171,533,000	
信越ポリマー	33,600	2,087.00	70,123,200	
イトーキ	34,100	2,735.00	93,263,500	
任天堂	979,000	8,662.00	8,480,098,000	
三菱鉛筆	20,900	2,400.00	50,160,000	
松風	14,000	1,769.00	24,766,000	
タカラスタンダード	35,100	3,075.00	107,932,500	
コクヨ	306,800	944.40	289,741,920	
ナカバヤシ	16,800	604.00	10,147,200	
ニフコ	58,100	5,135.00	298,343,500	
立川ブラインド工業	8,100	2,014.00	16,313,400	
グローブライド	14,500	2,315.00	33,567,500	
オカムラ	46,700	2,543.00	118,758,100	
バルカー	13,000	4,575.00	59,475,000	
伊藤忠商事	5,514,000	2,067.50	11,400,195,000	
丸紅	1,251,900	5,957.00	7,457,568,300	
スクロール	28,100	1,346.00	37,822,600	
ヨンドシーホールディングス	15,500	1,840.00	28,520,000	
三陽商会	7,300	4,360.00	31,828,000	
長瀬産業	70,100	4,525.00	317,202,500	
蝶理	8,800	4,415.00	38,852,000	
豊田通商	492,700	6,717.00	3,309,465,900	
オンワードホールディングス	90,500	762.00	68,961,000	
三共生興	21,400	852.00	18,232,800	
兼松	137,000	2,186.50	299,550,500	
美津濃	41,600	3,665.00	152,464,000	
ルックホールディングス	5,000	2,480.00	12,400,000	
三井物産	2,358,800	5,364.00	12,652,603,200	
日本紙パルプ商事	87,200	1,040.00	90,688,000	
東京エレクトロン	328,200	40,600.00	13,324,920,000	
カメイ	15,400	3,290.00	50,666,000	
スターゼン	37,300	1,369.00	51,063,700	
セイコーグループ	21,600	8,380.00	181,008,000	
山善	49,600	1,483.00	73,556,800	
椿本興業	11,400	2,947.00	33,595,800	
住友商事	983,400	6,333.00	6,227,872,200	
ＢＩＰＲＯＧＹ	52,500	4,714.00	247,485,000	
内田洋行	30,000	2,077.00	62,310,000	
三菱商事	3,270,600	4,925.00	16,107,705,000	
第一実業	15,300	3,495.00	53,473,500	

キヤノンマーケティングジャパン	38,600	7,054.00	272,284,400	
西華産業	23,600	2,393.00	56,474,800	
佐藤商事	11,400	2,433.00	27,736,200	
東京産業	16,600	970.00	16,102,000	
ユアサ商事	14,100	6,010.00	84,741,000	
神鋼商事	12,300	2,773.00	34,107,900	
阪和興業	26,900	8,330.00	224,077,000	
正栄食品工業	10,900	4,110.00	44,799,000	
カナデン	13,100	2,213.00	28,990,300	
ＲＹＯＤＥＮ	12,500	3,650.00	45,625,000	
ニプロ	129,200	1,448.00	187,081,600	
岩谷産業	163,000	1,925.00	313,775,000	
極東貿易	9,200	2,111.00	19,421,200	
アステナホールディングス	31,300	480.00	15,024,000	
三愛オブリ	38,200	2,257.00	86,217,400	
稲畑産業	37,300	3,995.00	149,013,500	
ＧＳＩクレオス	9,500	2,701.00	25,659,500	
明和産業	23,500	978.00	22,983,000	
ゴールドウイン	90,800	2,488.50	225,955,800	
ユニ・チャーム	971,900	940.00	913,586,000	
ワキタ	27,100	2,059.00	55,798,900	
東邦ホールディングス	46,600	4,751.00	221,396,600	
サンゲツ	41,200	3,250.00	133,900,000	
ミツウロコグループホールディングス	19,800	2,277.00	45,084,600	
シナネンホールディングス	3,200	6,320.00	20,224,000	
伊藤忠エネクス	40,700	1,935.00	78,754,500	
サンリオ	162,900	4,750.00	773,775,000	
サンワ　テクノス	9,300	3,225.00	29,992,500	
新光商事	19,700	1,075.00	21,177,500	
トーホー	18,900	1,304.00	24,645,600	
三信電気	9,400	3,115.00	29,281,000	
東陽テクニカ	15,200	1,891.00	28,743,200	
モスフードサービス	24,200	4,295.00	103,939,000	
加賀電子	30,400	3,950.00	120,080,000	
都築電気	9,900	3,740.00	37,026,000	
ソーダニッカ	16,000	1,179.00	18,864,000	
立花エレテック	9,800	3,090.00	30,282,000	
木曽路	24,900	2,577.00	64,167,300	
ＳＲＳホールディングス	27,000	1,271.00	34,317,000	
千趣会	33,300	206.00	6,859,800	
リテールパートナーズ	24,400	1,399.00	34,135,600	
上新電機	17,800	2,746.00	48,878,800	
日本瓦斯	78,600	2,920.00	229,512,000	
ロイヤルホールディングス	63,600	1,384.00	88,022,400	
チヨダ	16,500	1,126.00	18,579,000	
ライフコーポレーション	31,500	2,705.00	85,207,500	
リンガーハット	22,700	2,280.00	51,756,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	13,900	807.00	11,217,300	
ＡＯＫＩホールディングス	35,200	1,790.00	63,008,000	
オークワ	21,900	885.00	19,381,500	

コメリ	21,800	3,430.00	74,774,000	
青山商事	35,100	2,708.00	95,050,800	
しまむら	38,500	10,820.00	416,570,000	
高島屋	237,800	2,344.50	557,522,100	
松屋	30,900	2,235.00	69,061,500	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	79,900	2,401.00	191,839,900	
近鉄百貨店	9,400	1,835.00	17,249,000	
丸井グループ	95,800	3,179.00	304,548,200	
クレディセゾン	86,100	4,528.00	389,860,800	
アクシアル　リテイリング	44,800	1,271.00	56,940,800	
イオン	1,936,700	2,233.50	4,325,619,450	
イズミ	29,000	3,130.00	90,770,000	
フォーバル	6,400	1,129.00	7,225,600	
平和堂	26,800	3,030.00	81,204,000	
フジ	25,300	2,152.00	54,445,600	
ゼビオホールディングス	19,400	1,096.00	21,262,400	
ケーズホールディングス	111,500	1,645.00	183,417,500	
ＰＡＬＴＡＣ	25,200	4,851.00	122,245,200	
三谷産業	28,600	699.00	19,991,400	
ＳＢＩ新生銀行	194,700	2,091.00	407,117,700	
あおぞら銀行	97,200	2,865.50	278,526,600	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	9,633,500	2,957.50	28,491,076,250	
りそなホールディングス	1,872,900	2,113.50	3,958,374,150	
三井住友トラストグループ	531,700	5,526.00	2,938,174,200	
三井住友フィナンシャルグループ	3,355,000	5,984.00	20,076,320,000	
千葉銀行	467,100	2,414.00	1,127,579,400	
群馬銀行	275,500	2,223.00	612,436,500	
武蔵野銀行	21,300	6,220.00	132,486,000	
千葉興業銀行	28,800	2,229.00	64,195,200	
筑波銀行	66,900	686.00	45,893,400	
七十七銀行	48,900	9,424.00	460,833,600	
秋田銀行	10,300	5,490.00	56,547,000	
山形銀行	19,600	2,472.00	48,451,200	
岩手銀行	9,700	6,730.00	65,281,000	
東邦銀行	175,700	702.00	123,341,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	121,900	7,089.00	864,149,100	
スルガ銀行	102,800	2,120.00	217,936,000	
八十二長野銀行	315,000	2,133.00	671,895,000	
山梨中央銀行	18,600	5,480.00	101,928,000	
大垣共立銀行	31,500	6,320.00	199,080,000	
福井銀行	14,700	3,335.00	49,024,500	
清水銀行	6,000	2,828.00	16,968,000	
滋賀銀行	23,100	8,960.00	206,976,000	
南都銀行	23,000	7,410.00	170,430,000	
百五銀行	143,600	1,577.00	226,457,200	
紀陽銀行	50,700	4,190.00	212,433,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	92,100	6,168.00	568,072,800	
山陰合同銀行	95,500	1,739.00	166,074,500	
百十四銀行	15,000	9,700.00	145,500,000	
四国銀行	24,000	2,383.00	57,192,000	

阿波銀行	22,600	5,890.00	133,114,000	
大分銀行	9,600	9,590.00	92,064,000	
宮崎銀行	8,900	9,060.00	80,634,000	
佐賀銀行	9,600	5,140.00	49,344,000	
琉球銀行	32,500	2,450.00	79,625,000	
セブン銀行	478,500	296.00	141,636,000	
みずほフィナンシャルグループ	2,165,500	7,559.00	16,369,014,500	
山口フィナンシャルグループ	149,700	2,745.00	410,926,500	
芙蓉総合リース	42,100	4,542.00	191,218,200	
みずほリース	114,700	1,486.00	170,444,200	
東京センチュリー	114,200	2,186.00	249,641,200	
ＳＢＩホールディングス	536,200	3,512.00	1,883,134,400	
日本証券金融	56,200	2,212.00	124,314,400	
アイフル	253,000	555.00	140,415,000	
名古屋銀行	28,600	5,880.00	168,168,000	
北洋銀行	197,300	1,000.00	197,300,000	
愛媛銀行	22,300	1,893.00	42,213,900	
京葉銀行	65,900	2,136.00	140,762,400	
栃木銀行	82,500	1,005.00	82,912,500	
北日本銀行	4,900	5,130.00	25,137,000	
東和銀行	30,200	1,208.00	36,481,600	
リコーリース	14,500	6,100.00	88,450,000	
イオンフィナンシャルサービス	87,600	1,777.00	155,665,200	
アコム	272,700	519.30	141,613,110	
ジャックス	18,300	4,310.00	78,873,000	
オリエントコーポレーション	59,700	1,157.00	69,072,900	
オリックス	944,100	5,032.00	4,750,711,200	
三菱ＨＣキャピタル	765,400	1,441.50	1,103,324,100	
ジャフコ　グループ	40,900	2,507.00	102,536,300	
トモニホールディングス	145,800	965.00	140,697,000	
大和証券グループ本社	1,092,000	1,631.00	1,781,052,000	
野村ホールディングス	2,568,100	1,412.00	3,626,157,200	
岡三証券グループ	120,600	951.00	114,690,600	
丸三証券	50,700	1,082.00	54,857,400	
東洋証券	47,100	753.00	35,466,300	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	181,100	764.00	138,360,400	
水戸証券	41,900	628.00	26,313,200	
いちよし証券	28,500	1,355.00	38,617,500	
松井証券	105,100	934.00	98,163,400	
ＳＯＭＰＯホールディングス	758,400	5,903.00	4,476,835,200	
日本取引所グループ	837,600	1,727.50	1,446,954,000	
マネックスグループ	161,800	715.00	115,687,000	
極東証券	20,900	1,765.00	36,888,500	
岩井コスモホールディングス	15,900	3,785.00	60,181,500	
アイザワ証券グループ	16,000	1,446.00	23,136,000	
フィデアホールディングス	15,700	2,223.00	34,901,100	
池田泉州ホールディングス	211,800	925.00	195,915,000	
アニコム　ホールディングス	47,700	1,026.00	48,940,200	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループ	952,000	4,155.00	3,955,560,000	

ホールディングス				
ソニーフィナンシャルグループ	5,348,000	153.40	820,383,200	
スパークス・グループ	16,900	2,045.00	34,560,500	
第一生命ホールディングス	3,004,200	1,455.50	4,372,613,100	
東京海上ホールディングス	1,570,000	6,128.00	9,620,960,000	
イー・ギャランティ	25,100	1,790.00	44,929,000	
ＮＥＣキャピタルソリューション	7,500	4,190.00	31,425,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	378,500	4,141.00	1,567,368,500	
アドバンスクリエイト	11,900	200.00	2,380,000	
三井不動産	2,258,500	2,017.50	4,556,523,750	
三菱地所	917,500	4,466.00	4,097,555,000	
平和不動産	31,500	2,446.00	77,049,000	
東京建物	144,700	3,956.00	572,433,200	
京阪神ビルディング	22,700	2,019.00	45,831,300	
住友不動産	434,100	4,901.00	2,127,524,100	
テーオーシー	27,200	850.00	23,120,000	
レオパレス２１	135,700	708.00	96,075,600	
スターツコーポレーション	28,100	5,050.00	141,905,000	
フジ住宅	19,100	817.00	15,604,700	
空港施設	21,500	1,027.00	22,080,500	
明和地所	12,200	1,198.00	14,615,600	
ゴールドクレスト	8,300	3,330.00	27,639,000	
リログループ	71,000	1,817.00	129,007,000	
エスリード	7,100	7,010.00	49,771,000	
日神グループホールディングス	24,500	805.00	19,722,500	
エスコン	34,200	1,165.00	39,843,000	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	97,300	397.00	38,628,100	
ランド	984,500	9.00	8,860,500	
カチタス	41,100	3,085.00	126,793,500	
東祥	13,400	927.00	12,421,800	
トーセイ	45,200	1,625.00	73,450,000	
サンフロンティア不動産	22,600	2,394.00	54,104,400	
ＦＪネクストホールディングス	14,100	1,793.00	25,281,300	
グランディハウス	14,400	645.00	9,288,000	
東武鉄道	160,100	2,974.00	476,137,400	
相鉄ホールディングス	59,700	2,916.00	174,085,200	
東急	398,600	1,833.50	730,833,100	
京浜急行電鉄	175,900	1,593.00	280,208,700	
小田急電鉄	235,000	1,702.00	399,970,000	
京王電鉄	69,400	4,031.00	279,751,400	
京成電鉄	269,900	1,285.00	346,821,500	
富士急行	19,000	2,127.00	40,413,000	
東日本旅客鉄道	855,100	3,927.00	3,357,977,700	
西日本旅客鉄道	369,800	3,509.00	1,297,628,200	
東海旅客鉄道	657,000	4,716.00	3,098,412,000	
東京地下鉄	246,900	1,682.00	415,285,800	
西武ホールディングス	168,800	4,389.00	740,863,200	
鴻池運輸	26,400	3,420.00	90,288,000	
西日本鉄道	44,900	2,989.50	134,228,550	
ハマキョウレックス	48,500	1,845.00	89,482,500	

サカイ引越センター	19,600	2,959.00	57,996,400	
近鉄グループホールディングス	165,800	3,364.00	557,751,200	
阪急阪神ホールディングス	204,200	4,515.00	921,963,000	
南海電気鉄道	73,900	3,016.00	222,882,400	
京阪ホールディングス	80,500	3,552.00	285,936,000	
神戸電鉄	4,200	2,507.00	10,529,400	
名古屋鉄道	171,100	1,778.00	304,215,800	
山陽電気鉄道	11,700	2,059.00	24,090,300	
ヤマトホールディングス	188,100	1,911.50	359,553,150	
山九	35,400	9,524.00	337,149,600	
丸全昭和運輸	9,600	8,790.00	84,384,000	
センコーグループホールディングス	112,000	1,974.50	221,144,000	
ニッコンホールディングス	66,000	3,716.00	245,256,000	
福山通運	16,500	4,790.00	79,035,000	
セイノーホールディングス	76,100	2,463.00	187,434,300	
神奈川中央交通	4,400	3,625.00	15,950,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	48,000	933.00	44,784,000	
日本郵船	327,200	5,042.00	1,649,742,400	
商船三井	294,500	5,026.00	1,480,157,000	
川崎汽船	333,500	2,311.00	770,718,500	
ＮＳユナイテッド海運	9,700	7,360.00	71,392,000	
飯野海運	56,900	1,633.00	92,917,700	
九州旅客鉄道	116,600	4,126.00	481,091,600	
ＳＧホールディングス	259,900	1,476.50	383,742,350	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	155,000	3,727.00	577,685,000	
日本航空	354,800	3,143.00	1,115,136,400	
ＡＮＡホールディングス	421,300	3,346.00	1,409,669,800	
ビーウィズ	4,100	1,732.00	7,101,200	
サンウェルズ	12,200	332.00	4,050,400	
ＴＲＥホールディングス	36,600	1,751.00	64,086,600	
人・夢・技術グループ	6,400	1,579.00	10,105,600	
シルバーライフ	4,500	805.00	3,622,500	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	14,400	4,510.00	64,944,000	
コーア商事ホールディングス	14,800	863.00	12,772,400	
ＫＰＰグループホールディングス	42,900	918.00	39,382,200	
ブックオフグループホールディングス	11,900	1,626.00	19,349,400	
ギフトホールディングス	9,300	3,805.00	35,386,500	
三菱倉庫	175,700	1,324.50	232,714,650	
三井倉庫ホールディングス	47,800	3,882.00	185,559,600	
住友倉庫	45,100	3,780.00	170,478,000	
澁澤倉庫	24,800	1,357.00	33,653,600	
ヤマタネ	13,200	2,315.00	30,558,000	
乾汽船	19,600	1,334.00	26,146,400	
日本トランスシティ	39,000	1,323.00	51,597,000	
中央倉庫	8,400	1,751.00	14,708,400	
安田倉庫	10,600	2,429.00	25,747,400	
ＮＩＳＳＯホールディングス	13,800	697.00	9,618,600	
大栄環境	34,700	4,175.00	144,872,500	
ＧＥＮＯＶＡ	9,400	606.00	5,696,400	

日本管財ホールディングス	16,700	2,802.00	46,793,400	
上組	68,000	5,669.00	385,492,000	
キユーソー流通システム	8,800	3,160.00	27,808,000	
エーアイテイー	9,800	2,288.00	22,422,400	
ＴＢＳホールディングス	76,900	5,838.00	448,942,200	
日本テレビホールディングス	137,700	3,521.00	484,841,700	
朝日放送グループホールディングス	19,400	861.00	16,703,400	
テレビ朝日ホールディングス	37,700	3,570.00	134,589,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	103,500	2,752.00	284,832,000	
テレビ東京ホールディングス	9,600	4,530.00	43,488,000	
ビジョン	32,500	1,310.00	42,575,000	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	52,300	1,840.00	96,232,000	
日本通信	125,300	143.00	17,917,900	
ＮＴＴ	42,699,800	152.50	6,511,719,500	
ＫＤＤＩ	2,185,600	2,541.00	5,553,609,600	
ソフトバンク	25,002,200	213.30	5,332,969,260	
光通信	15,300	44,750.00	684,675,000	
エムティーアイ	10,600	685.00	7,261,000	
ＧＭＯインターネットグループ	50,200	3,588.00	180,117,600	
ファイバーゲート	5,900	697.00	4,112,300	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	86,400	3,118.00	269,395,200	
学研ホールディングス	28,400	1,069.00	30,359,600	
ゼンリン	23,300	1,012.00	23,579,600	
東京電力ホールディングス	1,397,700	636.60	889,775,820	
中部電力	571,400	2,473.50	1,413,357,900	
関西電力	840,500	2,623.50	2,205,051,750	
中国電力	269,300	990.00	266,607,000	
北陸電力	158,500	1,004.00	159,134,000	
東北電力	408,200	1,177.00	480,451,400	
四国電力	144,400	1,636.00	236,238,400	
九州電力	357,400	1,798.50	642,783,900	
北海道電力	174,700	1,082.00	189,025,400	
沖縄電力	39,600	1,167.00	46,213,200	
電源開発	116,800	3,437.00	401,441,600	
エフオン	11,400	377.00	4,297,800	
イーレックス	31,800	634.00	20,161,200	
レノバ	42,300	724.00	30,625,200	
東京瓦斯	279,700	7,568.00	2,116,769,600	
大阪瓦斯	276,900	6,535.00	1,809,541,500	
東邦瓦斯	57,100	5,440.00	310,624,000	
北海道瓦斯	46,300	872.00	40,373,600	
広島ガス	33,100	374.00	12,379,400	
西部ガスホールディングス	17,900	2,386.00	42,709,400	
静岡ガス	35,400	1,290.00	45,666,000	
メタウォーター	20,500	3,615.00	74,107,500	
クオンツ総研ホールディングス	18,900	1,074.00	20,298,600	
松竹	8,900	11,610.00	103,329,000	
東宝	81,600	7,960.00	649,536,000	
エイチ・アイ・エス	46,300	1,299.00	60,143,700	
東映	25,800	5,730.00	147,834,000	

ラックランド	7,200	1,862.00	13,406,400	
共立メンテナンス	60,300	2,839.50	171,221,850	
イチネンホールディングス	15,200	2,160.00	32,832,000	
建設技術研究所	16,400	3,230.00	52,972,000	
スペース	11,500	1,625.00	18,687,500	
アインホールディングス	18,500	6,396.00	118,326,000	
燦ホールディングス	13,400	1,500.00	20,100,000	
ピー・シー・エー	10,300	1,937.00	19,951,100	
スバル興業	5,300	3,390.00	17,967,000	
タナベコンサルティンググループ	13,300	754.00	10,028,200	
ビジネスブレイン太田昭和	5,500	3,225.00	17,737,500	
ナガワ	4,300	5,900.00	25,370,000	
東京都競馬	11,600	5,440.00	63,104,000	
カナモト	22,500	3,935.00	88,537,500	
ＤＴＳ	123,700	1,149.00	142,131,300	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	255,800	2,800.00	716,240,000	
シーイーシー	18,900	2,001.00	37,818,900	
カプコン	309,100	3,105.00	959,755,500	
ニシオホールディングス	13,200	4,630.00	61,116,000	
アイ・エス・ビー	7,300	1,775.00	12,957,500	
日本空港ビルデング	54,000	5,610.00	302,940,000	
トランス・コスモス	20,300	4,005.00	81,301,500	
乃村工藝社	69,500	1,421.00	98,759,500	
藤田観光	31,600	2,593.00	81,938,800	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	7,900	1,816.00	14,346,400	
トーカイ	11,500	2,550.00	29,325,000	
セコム	297,700	6,114.00	1,820,137,800	
ＮＳＷ	6,700	2,484.00	16,642,800	
セントラル警備保障	7,700	2,930.00	22,561,000	
アイネス	12,100	1,960.00	23,716,000	
丹青社	33,700	1,539.00	51,864,300	
メイテックグループホールディングス	58,700	3,537.00	207,621,900	
ＴＫＣ	24,000	4,145.00	99,480,000	
応用地質	14,100	2,940.00	41,454,000	
船井総研ホールディングス	63,800	1,129.00	72,030,200	
ＮＳＤ	54,900	3,106.00	170,519,400	
コナミグループ	66,600	18,450.00	1,228,770,000	
学究社	6,300	2,457.00	15,479,100	
ナック	16,300	556.00	9,062,800	
福井コンピュータホールディングス	8,400	3,145.00	26,418,000	
ダイセキ	30,600	3,720.00	113,832,000	
ステップ	5,800	2,498.00	14,488,400	
泉州電業	10,500	6,280.00	65,940,000	
ＧＥＮＫＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＤＩＮＩＮＧ　ＣＯＮＣＥＰＴＳ	9,300	2,944.00	27,379,200	
トラスコ中山	34,400	2,622.00	90,196,800	
ヤマダホールディングス	504,600	549.20	277,126,320	
オートバックスセブン	57,100	1,671.00	95,414,100	
モリト	11,600	1,923.00	22,306,800	

アークランズ	48,800	1,986.00	96,916,800	
ニトリホールディングス	265,400	2,896.00	768,598,400	
グルメ杵屋	13,400	1,005.00	13,467,000	
ケーユーホールディングス	11,500	1,285.00	14,777,500	
吉野家ホールディングス	60,400	3,099.00	187,179,600	
加藤産業	20,300	6,760.00	137,228,000	
イノテック	10,400	2,302.00	23,940,800	
イエローハット	41,400	1,660.00	68,724,000	
松屋フーズホールディングス	7,700	6,780.00	52,206,000	
ＪＢＣＣホールディングス	41,300	1,374.00	56,746,200	
ＪＫホールディングス	11,000	1,508.00	16,588,000	
サガミホールディングス	26,400	1,992.00	52,588,800	
日伝	9,200	2,514.00	23,128,800	
ミロク情報サービス	13,200	1,791.00	23,641,200	
杉本商事	13,200	1,432.00	18,902,400	
因幡電機産業	85,700	2,761.00	236,617,700	
王将フードサービス	33,900	3,195.00	108,310,500	
ミニストップ	11,900	2,031.00	24,168,900	
アークス	27,500	3,655.00	100,512,500	
バローホールディングス	31,300	3,645.00	114,088,500	
東テク	18,300	4,265.00	78,049,500	
ミスミグループ本社	231,500	3,172.00	734,318,000	
ベルク	7,200	7,610.00	54,792,000	
大　庄	11,200	1,175.00	13,160,000	
ファーストリテイリング	110,600	67,850.00	7,504,210,000	
ソフトバンクグループ	2,980,800	4,251.00	12,671,380,800	
スズケン	54,400	6,550.00	356,320,000	
サンドラッグ	48,400	4,232.00	204,828,800	
サックスバー　ホールディングス	14,000	815.00	11,410,000	
ジェコス	11,800	1,670.00	19,706,000	
ベルーナ	39,500	956.00	37,762,000	
合計	318,432,000		830,008,993,580	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2026年2月10日から2026年8月9日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２６年１０月９日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＯｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンドの２０２６年2月１０日から２０２６年８月９日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンドの２０２６年８月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２６年２月１０日から２０２６年８月９日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 2026年2月9日現在	第20期中間計算期間末 2026年8月9日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	222,097,242
コール・ローン	749,617,027	732,648,037
親投資信託受益証券	267,033,687,276	311,041,554,147
未収利息	－	38,956
流動資産合計	267,783,304,303	311,996,338,382
資産合計	267,783,304,303	311,996,338,382
負債の部		
流動負債		
未払解約金	561,570,772	716,884,051
未払受託者報酬	25,158,326	31,182,808
未払委託者報酬	150,950,227	185,853,359
その他未払費用	875,330	851,967
流動負債合計	738,554,655	934,772,185
負債合計	738,554,655	934,772,185
純資産の部		
元本等		
元本	78,972,562,910	84,499,570,710
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	188,072,186,738	226,561,995,487
（分配準備積立金）	103,667,571,925	93,509,261,005
元本等合計	267,044,749,648	311,061,566,197
純資産合計	267,044,749,648	311,061,566,197
負債純資産合計	267,783,304,303	311,996,338,382

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自　2025年2月8日 至　2025年8月7日	第20期中間計算期間 自　2026年2月10日 至　2026年8月9日
営業収益		
受取利息	1,106,480	3,088,638
有価証券売買等損益	18,979,237,526	25,189,071,871
営業収益合計	18,980,344,006	25,192,160,509
営業費用		
受託者報酬	19,255,946	31,182,808
委託者報酬	115,535,934	185,853,359
その他費用	760,951	851,967
営業費用合計	135,552,831	217,888,134
営業利益又は営業損失（△）	18,844,791,175	24,974,272,375
経常利益又は経常損失（△）	18,844,791,175	24,974,272,375
中間純利益又は中間純損失（△）	18,844,791,175	24,974,272,375
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	260,627,853	671,220,885
期首剰余金又は期首欠損金（△）	98,598,398,867	188,072,186,738
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,285,212,552	34,200,063,325
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,285,212,552	34,200,063,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,377,406,681	20,013,306,066
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,377,406,681	20,013,306,066
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	122,090,368,060	226,561,995,487

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20期中間計算期間 自　2026年2月10日 至　2026年8月9日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他中間財務諸表作成のための重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月7日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2026年2月9日、当中間計算期間末日を2026年8月9日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第19期 2026年2月9日現在	第20期中間計算期間末 2026年8月9日現在
１．　期首元本額	70,929,801,516円	78,972,562,910円
期中追加設定元本額	23,807,256,944円	13,930,006,165円
期中一部解約元本額	15,764,495,550円	8,402,998,365円
２．　受益権の総数	78,972,562,910口	84,499,570,710口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2026年2月9日現在	第20期中間計算期間末 2026年8月9日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

	場合、当該価額が異なることもあります。	

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19期 2026年2月9日現在	第20期中間計算期間末 2026年8月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.3815円 （33,815円）	3.6812円 （36,812円）

（参考）
当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2026年8月9日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	68,914,624,112
株式	898,202,083,920
派生商品評価勘定	172,345,090
未収入金	4,296,700
未収配当金	928,205,092
未収利息	3,664,332
その他未収収益	24,774,570
差入委託証拠金	890,875,639
流動資産合計	969,140,869,455
資産合計	969,140,869,455
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,322,810
前受金	87,692,400
未払解約金	443,456,829
未払利息	33,923,656
受入担保金	55,314,146,369
流動負債合計	55,903,542,064
負債合計	55,903,542,064
純資産の部	
元本等	
元本	121,017,650,700
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	792,219,676,691
元本等合計	913,237,327,391
純資産合計	913,237,327,391
負債純資産合計	969,140,869,455

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2026年2月10日 至　2026年8月9日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年8月9日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	122,290,528,497円
同期中追加設定元本額	11,792,382,798円
同期中一部解約元本額	13,065,260,595円
元本の内訳	
ファンド名	
ＭＨＡＭスリーウェイオープン	214,615,935円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン	2,143,704,634円
たわらノーロード　国内株式＜ラップ専用＞	3,837,886,707円
Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド	41,217,756,271円
ＤＩＡＭ国内株式パッシブ・ファンド	4,056,677,042円
たわらノーロード　ＴＯＰＩＸ	5,004,908,313円
たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	2,340,397,629円
たわらノーロード　バランス（堅実型）	38,602,225円
たわらノーロード　バランス（標準型）	392,246,773円
たわらノーロード　バランス（積極型）	881,543,001円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	1,081,185円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	116,103,435円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	418,626,850円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	442,036,379円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型）	657,436,273円
たわらノーロード　最適化バランス（保守型）	133,424円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	1,468,125円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	29,891,827円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	13,880,500円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	27,197,500円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	126,587,151円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	48,390,534円
ＤＩＡＭ国内株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	30,649,319,856円
Ｏｎｅグローバルバランス	122,301,166円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／～１９７２年生まれ向け）	1,489,865円

未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９７３～１９７７年生まれ向け）	812,688円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９７８～１９８２年生まれ向け）	533,780円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９８３～１９８７年生まれ向け）	545,248円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９８８～１９９２年生まれ向け）	483,555円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９３～１９９７年生まれ向け）	389,539円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／１９９８～２００２年生まれ向け）	367,103円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／２００３～２００７年生まれ向け）	479,273円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	671,147,431円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	2,652,782,769円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	3,481,862,288円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	177,452,940円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	701,276,959円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	920,719,572円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	20,324,722円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	867,666,321円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	11,289,790円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	195,527,550円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	295,628,002円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	549,010,695円
投資のソムリエ	1,636,693,088円
クルーズコントロール	21,941,696円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞	379,035,195円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	278,202,275円
４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞	1,560,262,839円
投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型	219,617,026円
リスク抑制世界８資産バランスファンド	347,809,240円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	74,228,144円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	39,395,471円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	2,432,617円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	141,919,839円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	650,782,227円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	84,750,411円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	163,561,349円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	69,948,239円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	46,079,169円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	25,846,237円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	950,509,297円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	11,699,348円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	230,158円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	22,802,778円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	509,701円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	10,357,472円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	247,270円

インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	357,266円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定）	612,387円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０５（適格機関投資家限定）	16,712,413円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０７（適格機関投資家限定）	27,805,016円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	318,874円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定）	247,453,748円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	397,789円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定）	245,962,035円
ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定）	3,505,747,338円
ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２６－０４（適格機関投資家限定）	761,086,059円
ハイブリッドストラテジーマルチアセットファンド（一般投資家私募／適格機関投資家転売制限付）	61,551,662円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	10,938,902円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	509,772円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	420,020円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,177,746円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	11,259,356円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	40,839,276円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,458,848円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,309,502円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,480,824円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	60,285円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	99,043,566円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	216,450,721円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	712,240,721円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	4,002,183円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	7,843,929円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	42,565,922円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	10,206,147円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	35,866円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	54,431,016円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,512,845円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	11,021,174円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	24,615,448円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	32,272,278円

ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	7,975,867円
ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,295,658円
動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞	16,305,907円
コア資産形成ファンド	5,218,659円
ＭＨＡＭトピックスファンド	715,033,523円
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	22,303,657円
ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］	1,497,523,384円
ＭＨＡＭ日本株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］	2,516,849,200円
計	121,017,650,700円
２．　受益権の総数	121,017,650,700口
３．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	53,365,648,750円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年8月9日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （2）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2026年8月9日現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	14,677,577,600	－	14,825,720,000	148,142,400
合計	14,677,577,600	－	14,825,720,000	148,142,400

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2026年8月9日現在
1口当たり純資産額	7.5463円
（1万口当たり純資産額）	（75,463円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年8月31日現在

Ⅰ　資産総額	320,388,125,361円
Ⅱ　負債総額	542,327,828円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	319,845,797,533円
Ⅳ　発行済数量	85,168,373,001口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7555円

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2026年8月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,002,319,305,501円
Ⅱ　負債総額	68,347,248,728円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	933,972,056,773円
Ⅳ　発行済数量	121,308,327,265口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.6992円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年8月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2026年8月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2026年8月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,696,616,124,413
追加型株式投資信託	759	22,684,483,842,271
単位型公社債投資信託	15	22,103,377,298
単位型株式投資信託	148	797,131,326,394
合計	948	25,200,334,670,376

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　重　　俊　寛	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　葉　　宏　和	

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第４１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）		第41期 （2026年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		40,201		44,626
有価証券		0		―
金銭の信託		31,340		31,701
未収委託者報酬		19,595		21,109
未収運用受託報酬		4,015		8,039
未収投資助言報酬		359		381
未収収益		11		18
前払費用		1,758		1,764
その他		2,106		2,130
流動資産計		99,390		109,772
固定資産				
有形固定資産		1,361		1,099
建物	※1	841	※1	735
器具備品	※1	352	※1	341
リース資産	※1	3	※1	1
建設仮勘定		163		20
無形固定資産		3,771		3,871
ソフトウエア		2,740		2,936
ソフトウエア仮勘定		1,030		934
電話加入権		0		0
投資その他の資産		9,039		8,550
投資有価証券		183		106
関係会社株式		4,037		3,364
長期差入保証金		760		774
繰延税金資産		3,842		4,054
その他		215		250
固定資産計		14,172		13,521
資産合計		113,562		123,293

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	227	520
リース債務	1	1
未払金	8,823	9,766
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	1
未払手数料	8,596	9,373
その他未払金	225	390
未払費用	9,265	11,969
未払法人税等	4,277	4,023
未払消費税等	1,606	1,883
賞与引当金	2,198	2,225
役員賞与引当金	60	60
流動負債計	26,462	30,451
固定負債		
リース債務	2	0
退職給付引当金	2,715	2,721
時効後支払損引当金	64	53
固定負債計	2,781	2,775
負債合計	29,244	33,227
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	62,765	68,513
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	62,642	68,390
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	30,962	36,710
株主資本計	84,318	90,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	84,318	90,066
負債・純資産合計	113,562	123,293

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）		第41期 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	112,281		117,297	
運用受託報酬	17,981		23,568	
投資助言報酬	2,374		1,997	
その他営業収益	30		24	
営業収益計		132,668		142,888
営業費用				
支払手数料	49,384		51,925	
広告宣伝費	401		297	
公告費	0		―	
調査費	39,013		43,316	
調査費	14,703		18,298	
委託調査費	24,309		25,017	
委託計算費	522		308	
営業雑経費	774		711	
通信費	38		36	
印刷費	538		473	
協会費	67		66	
諸会費	47		47	
支払販売手数料	81		88	
営業費用計		90,097		96,558
一般管理費				
給料	11,477		11,766	
役員報酬	181		183	
給料・手当	10,148		10,445	
賞与	1,147		1,137	
交際費	59		82	
寄付金	12		17	
旅費交通費	246		307	
租税公課	668		1,028	
不動産賃借料	1,085		1,107	
退職給付費用	421		431	
固定資産減価償却費	1,457		1,460	
福利厚生費	57		58	
修繕費	0		0	
賞与引当金繰入額	2,198		2,225	
役員賞与引当金繰入額	60		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,261		3,472	
事務用消耗品費	43		53	
器具備品費	2		1	
諸経費	313		210	
一般管理費計		21,366		22,286
営業利益		21,204		24,043

（単位：百万円）

	第40期 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）		第41期 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		12		50
受取配当金	※1	450	※1	328
時効成立分配金・償還金		0		0
金銭の信託運用益		―		631
雑収入		11		10
時効後支払損引当金戻入額		7		8
営業外収益計		482		1,030
営業外費用				
投資信託償還損		―		0
為替差損		39		51
金銭の信託運用損		329		―
早期割増退職金		6		27
営業外費用計		374		78
経常利益		21,312		24,994
特別利益				
固定資産売却益	※2	6	※2	0
特別利益計		6		0
特別損失				
固定資産除却損		13		0
投資有価証券売却損		―		22
関係会社株式評価損		31		523
関係会社清算損		25		4
特別損失計		70		550
税引前当期純利益		21,247		24,444
法人税、住民税及び事業税		7,356		7,469
法人税等調整額		△435		△212
法人税等合計		6,920		7,256
当期純利益		14,326		17,187

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

第41期（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318
当期変動額									
剰余金の配当							△ 11,440	△ 11,440	△ 11,440
当期純利益							17,187	17,187	17,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	5,747	5,747	5,747
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	36,710	68,513	90,066

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	84,318
当期変動額			
剰余金の配当			△ 11,440
当期純利益			17,187
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	5,747
当期末残高	△0	△0	90,066

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　8～18年 器具備品　…　3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

	(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)　概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)　適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	740	849
器具備品	662	705
リース資産	5	7

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
受取配当金	438	314

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
ソフトウエア	6	0

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金（財産）の総額 （百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2026年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益剰余金	22,000	550,000	2026年3月31日	2026年6月17日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券	0	0	－
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,342	31,342	－

第41期（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	31,701	31,701	－
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	－
資産計	31,702	31,702	－

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	40,201	－	－	－
(2) 有価証券	0	－	－	－
(3) 金銭の信託	31,340			
(4) 未収委託者報酬	19,595	－	－	－
(5) 未収運用受託報酬	4,015	－	－	－
(6) 投資有価証券				
その他有価証券(投資信託)	－	0	－	－
合計	95,154	0	－	－

第41期（2026年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	44,626	－	－	－
(2) 金銭の信託	31,701			
(3) 未収委託者報酬	21,109	－	－	－
(4) 未収運用受託報酬	8,039	－	－	－
(5) 投資有価証券				
その他有価証券(投資信託)	－	0	－	－
合計	105,477	0	－	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	－	0	－	0
(2) 金銭の信託	－	31,340	－	31,340
(3) 投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,342	－	31,342

第41期（2026年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	－	31,701	－	31,701
(2) 投資有価証券				
その他有価証券	－	0	－	0
資産計	－	31,702	－	31,702

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	106
関係会社株式		
非上場株式	4,037	3,364

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第40期の貸借対照表計上額4,037百万円、第41期の貸借対照表計上額3,364百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第41期（2026年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	―	―	―
小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	0	1	△0
小計	0	1	△0
合計	0	1	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額106百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	51	―	22

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について523百万円（関係会社株式523百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,760	2,759
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	18	△439
退職給付の支払額	△321	△320
退職給付債務の期末残高	2,759	2,313

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,759	2,313
未積立退職給付債務	2,759	2,313
未認識数理計算上の差異	△44	408
未認識過去勤務費用	0	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721
退職給付引当金	2,715	2,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	14	12
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△3
確定給付制度に係る退職給付費用	312	323

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において27百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
割引率	0.09％	2.14％
予想昇給率	1.00％～3.56％	1.00％～3.56％

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度108百万円、当事業年度105百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産	（百万円）	（百万円）
未払事業税	259	225
未払事業所税	10	10
賞与引当金	673	701
未払法定福利費	106	110
運用受託報酬	555	1,534
資産除去債務	20	23
減価償却超過額（一括償却資産）	5	3
減価償却超過額	66	71
繰延資産償却超過額（税法上）	407	407
退職給付引当金	855	857
時効後支払損引当金	20	16
ゴルフ会員権評価損	2	2
関係会社株式評価損	774	－
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	73	73
その他	6	11
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,842	4,054
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	3,842	4,054

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	－ %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.64 %	－ %
税制非適格現物配当益金算入項目	3.56	－ %
税率変更による影響	△0.18	－ %
その他	△0.79 %	－ %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.57 %	－ %

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1．結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2．企業結合日

2016年10月1日

3．企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4．結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5．企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6．合併比率

「3．企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7．交付した株式数

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8．経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00％
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00％
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00％
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00％から51.00％に異動しております。

9．取得企業を決定するに至った主な根拠

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	53,066百万円	46,634百万円
資産合計	53,066百万円	46,634百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	561百万円	－百万円
負債合計	561百万円	－百万円
純資産	52,505百万円	46,634百万円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	43,829百万円	40,018百万円
顧客関連資産	13,661百万円	10,603百万円

(2) 損益計算書項目

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,259百万円	△6,868百万円
経常利益	△7,259百万円	△6,868百万円
税引前当期純利益	△7,259百万円	△6,868百万円
当期純利益	△6,298百万円	△5,870百万円
1株当たり当期純利益	△157,468円47銭	△146,764円94銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,447百万円	3,057百万円

(共通支配下の取引等)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

１．取引の概要

（１）取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

（２）効力発生日

2024年4月1日

（３）取引の総額

575百万円

（４）その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
委託者報酬	111,988百万円	115,972百万円
運用受託報酬	16,520百万円	18,429百万円
投資助言報酬	2,374百万円	1,997百万円
成功報酬（注）	1,754百万円	6,463百万円
その他営業収益	30百万円	24百万円
合計	132,668百万円	142,888百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

（関連当事者情報）
1．関連当事者との取引
（1）親会社及び法人主要株主等
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	（被所有）直接51%	－	持株会社	現物配当	402	－	－
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	（被所有）直接49%	－	持株会社	現物配当	172	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2．配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当はありません。

（3）兄弟会社等
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,048	未払手数料	1,976
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	20,086	未払手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,462	未払手数料	2,204
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	21,894	未払手数料	3,421

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	2,107,956円73銭	2,251,656円50銭
1株当たり当期純利益金額	358,173円51銭	429,699円67銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2025年5月14日付で100％子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd.を清算しました。

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は2025年12月26日付で清算結了しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　　款

追加型証券投資信託
Ｏｎｅ ＤＣ 国内株式インデックスファンド
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針
この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法
（１）投資対象
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とします。
（２）投資態度
１）主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
２）株式（株価指数先物取引を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
３）株式の実質組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
４）有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
５）信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
（３）投資制限
１）マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
２）株式への実質投資割合には、制限を設けません。
３）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
４）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲
経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）分配対象額についての分配方針
委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
３）留保益の運用方針
留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
Ｏｎｅ ＤＣ 国内株式インデックスファンド
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的、金額＞
第3条　委託者は、金100万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

＜信託金の限度額＞
第4条　委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜受益権の分割および再分割＞
第7条　委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜当初の受益者＞
第8条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞
第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第12条　受託者は、信託契約締結時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条　委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関といいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める「累積投資約款」にしたがって契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対して、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の取得価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方

消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る当該取得価額は、1口につき1円に、当該基準価額に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第44条第1項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

＜運用の指図範囲等＞

第17条　委託者は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 外国貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第11号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第11号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用

上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②前項の取扱いは、第21条から第24条、第27条、第32条から第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

＜運用の基本方針＞

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜投資する株式等の範囲＞

第20条　委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第20条の2　一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜信用取引の指図および範囲＞

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図＞

第22条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図＞

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜デリバティブ取引等にかかる投資制限＞

第23条の2　デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＜有価証券の貸付の指図および範囲＞

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜外貨建資産への投資制限＞

第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額

に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜特別の場合の外貨建資産への投資制限＞

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

＜外貨為替予約の指図および範囲＞

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドに信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

＜信託業務の委託等＞

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２.委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３.委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１.信託財産の保存に係る業務

２.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４.受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条　（削除）

＜混蔵寄託＞

第30条　金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第32条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第33条　委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを

定めます。

＜信託の計算期間＞

第37条　この信託の計算期間は、原則として毎年2月8日から翌年2月7日までとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から平成20年2月7日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

＜信託財産に関する報告＞

第38条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

＜信託事務の諸費用＞

第39条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表監査に要する費用、および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎年8月7日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

＜信託報酬等の総額および支弁の方法＞

第40条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額
2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額

②前項各号の信託報酬は、毎年8月7日（休業日のときは翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配＞

第41条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１. 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」と言います。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責＞

第42条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜償還金および一部解約金の支払い＞

第43条　償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

②一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜収益分配金の再投資等＞

第44条　委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

②収益分配金については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

③委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則と

して取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第45条　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜償還金の時効＞

第46条　受益者が、信託終了による償還金について第43条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託契約の一部解約＞

第47条　受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

＜信託契約の解約＞

第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益

者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第49条　委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第51条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更＞

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞

第54条　第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第

48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

＜公告＞

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜質権口記載又は記録の受益権の取扱い＞

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第58条　この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

（付則）

第1条　この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条　第43条第4項および第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ

元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年9月27日　（信託契約締結日）

委託者　　興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者　　みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針
この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2.運用方法
（1）投資対象
わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
（2）投資態度
1）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
2）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
3）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
5）非株式割合は原則として信託財産総額の50％以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10％以下とします。
6）国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
7）信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
（3）投資制限
1）株式への投資割合には、制限を設けません。
2）有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
3）金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
4）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
5）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
6）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。